

別添 1

高速自動車国道北海道縦貫自動車道
函館名寄線等に関する協定

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号。以下「道路会社法」という。）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号。以下「機構法」という。）第１３条第１項の規定に基づき、この協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関し、機構法第１２条第１項の機構の業務及び道路会社法第５条第１項第１号又は第２号の会社の事業（以下「業務等」という。）の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力）

第２条 機構及び会社は、その業務等の実施に当たっては、債務の返済等の確実かつ円滑な実施を図りつつ、高い公共性を有する高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理（以下「高速道路の管理」という。）が適正かつ効率的に行われるよう、相互に密接な連携を図りながら協力するものとする。

（協定の対象となる高速道路の路線名）

第３条 本協定の対象となる高速道路の路線名（当該高速道路について２以上の会社が高速道路の管理を行う場合にあっては、路線名及び会社が高速道路の管理を行う部分）は、以下のとおりとする。

- （１）高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線
- （２）高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線
- （３）高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内端野線
- （４）高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線
- （５）高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線
- （６）高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線
- （７）高速自動車国道東北横断自動車道酒田線
- （８）高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線
- （９）高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道

- (10) 高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線
- (11) 高速自動車国道関越自動車道新潟線
- (12) 高速自動車国道関越自動車道上越線
- (13) 高速自動車国道常磐自動車道
- (14) 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線
- (15) 高速自動車国道東関東自動車道水戸線
- (16) 高速自動車国道北関東自動車道
- (17) 高速自動車国道中央自動車道長野線（安曇野市から千曲市まで（豊科インターチェンジを含まない。））
- (18) 高速自動車国道北陸自動車道（新潟市から富山県下新川郡朝日町まで（朝日インターチェンジを含まない。））
- (19) 高速自動車国道成田国際空港線
- (20) 一般国道1号（横浜新道）
- (21) 一般国道6号（東水戸道路）
- (22) 一般国道6号（仙台東部道路）
- (23) 一般国道7号（秋田外環状道路）
- (24) 一般国道7号（琴丘能代道路）
- (25) 一般国道13号（米沢南陽道路）
- (26) 一般国道13号（湯沢横手道路）
- (27) 一般国道14号（京葉道路）
- (28) 一般国道16号（横浜横須賀道路）
- (29) 一般国道16号（横浜新道）
- (30) 一般国道16号（京葉道路）
- (31) 一般国道45号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））
- (32) 一般国道45号（百石道路）
- (33) 一般国道47号（仙台北部道路）
- (34) 一般国道126号（千葉東金道路）
- (35) 一般国道127号（富津館山道路）
- (36) 一般国道233号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））
- (37) 一般国道235号（日高自動車道（苫東道路））
- (38) 一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）
- (39) 一般国道466号（第三京浜道路）
- (40) 一般国道468号（横浜横須賀道路）
- (41) 一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで（あきる野インターチェンジを含む。）及びつくば市から稲敷市まで）
- (42) 一般国道468号（東京湾横断・木更津東金道路）

(工事の内容)

- 第4条 会社が行う高速道路の管理のうち、新設又は改築に係る工事の内容は、別紙1－1から別紙1－111までのとおりとする。
- 2 会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事（機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）の内容は、別紙2のとおりとする。
- 3 会社は、前項に規定する修繕に係る工事のうち第13条第1項の助成の対象となるものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出し、機構の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 会社は、第2項に規定する修繕に係る工事のうち前項に規定するもの以外のものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、修繕によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に修繕工事報告書を機構に提出するものとする。
- 5 会社は、災害復旧に係る工事を行おうとするときは、あらかじめ、災害復旧工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、災害復旧によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に災害復旧工事報告書を機構に提出するものとする。

(新設、改築又は修繕に係る債務引受限度額)

- 第5条 新設又は改築に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙1－1から別紙1－111までのとおりとする。
- 2 修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙3のとおりとする。

(災害復旧に係る債務引受限度額)

- 第6条 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙4のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社が機構から機構法第12条第1項第5号の無利子貸付けを受けて災害復旧を行った場合には、前項の限度額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものを同項の限度額とする。

(貸付けに係る道路資産の内容)

- 第7条 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容は、第3条に規定する協定の対象となる高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件とする。

(道路資産の貸付料)

第8条 機構が会社に対して貸し付ける道路資産の貸付料は、別紙5の額とする。

- 2 会社は、毎年度の前項の貸付料を1ヶ月ごとに分割して機構に支払うものとし、その支払期限は、翌月の15日とする。ただし、支払期限が、銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、その日前において、その日に最も近い銀行の休日でない日を支払期限とする。
- 3 会社は、前項に規定する支払期限までに、機構の発行する支払請求書に基づき、支払うものとする。
- 4 会社は、第2項に規定する支払期限までに前項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、次項に規定するときを除き、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。
- 5 機構は、大規模な災害の発生等やむを得ない事由により会社が第2項に規定する支払期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払うことができないと認めるときは、その期限を延長することができる。この場合において、会社は支払期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じた利息を機構に支払うものとし、その利息は機構と会社が協議して定めるものとする。
- 6 会社は、前項の規定による延長期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。

第9条 毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」という。）が、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ各号に定める額を貸付料とする。

- 一 別紙6の金額（以下「計画収入」という。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」という。）を超えた場合 前条第1項に定める金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額
 - 二 計画収入から計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」という。）を下回った場合 前条第1項に定める金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額
- 2 会社は、前項第1号に該当する場合において、実績収入から加算基準額を減じた金額を、機構の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、機構に支払うものとする。
 - 3 機構は、第1項第2号に該当する場合において、減算基準額から実績収入を減じた金額を、会社の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、会社に支払うものとする。
 - 4 前条第4項から第6項までの規定は、第2項及び前項の場合に準用する。

(道路資産の貸付期間)

第10条 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間は、それぞれの道路資産が機構に
帰属した日から平成62年8月15日までとする。

(料金の額及びその徴収期間)

第11条 第3条に規定する高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴
収期間は、別紙7のとおりとする。

(維持、修繕その他の管理)

第12条 会社は、道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に高速道路の維持、
修繕その他の管理を行い、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければなら
ない。

2 会社は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、機構に報
告することとし、機構は、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。

(助成)

第13条 会社は、その経営努力により高速道路の新設、改築又は修繕に関する工事（修
繕に関する工事にあっては、あらかじめ第4条第3項の同意を得たものに限る。以下同
じ。）に要する費用を縮減した場合には、機構に対し、機構法第12条第1項第7号に掲
げる業務として行われる助成金の交付を申請することができる。

2 会社は、前項の規定による申請をしようとするときは、当該新設、改築又は修繕に関
する工事が完了したこと及び当該工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるもの
であることを示す書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しな
ければならない。

- ① 当該新設、改築又は修繕に係る工事の内容
- ② 当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社か
ら引き受けることとなるものの限度額
- ③ ②に係る助成対象基準額
- ④ 当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社か
ら引き受けることとなるものの額

3 前項第3号に掲げる助成対象基準額とは、新設又は改築に関する工事にあっては、別
紙1-1から別紙1-111に記載の額とし、修繕に関する工事にあっては、第4条第
3項の修繕工事計画書に記載の額とする。

4 機構は、第1項の規定による申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合には、第2項第3号の額から同項第4号の額を控除した額（会社の経営努力によるものと認められた部分に限る。）の5割に相当する額を、第1項の助成金として、会社に交付するものとする。

- ① 第2項第4号の額が同項第3号の額を下回るものであること。
- ② 申請に係る新設、改築又は修繕に関する工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであること。
- ③ 申請書に記載された事項が適正であること。

（道路資産の機構への帰属）

第14条 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特別措置法」という。）第51条第2項から第4項までの規定に基づき、高速道路に係る道路資産が機構に帰属する場合には、会社は、あらかじめ、当該道路資産に係る道路資産原簿、用地台帳、設計図その他関係図書（以下「道路資産原簿等」という。）を機構に提出するものとする。

2 機構は、必要があると認めるときは、会社の立会いの下に道路資産原簿等と現物の照合を行うことができる。

（債務の引受け）

第15条 機構法第15条第1項の規定に基づき、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために会社が負担した債務を機構が引き受ける場合には、会社は、あらかじめ、当該引受けに係る債務目録及び金銭消費貸借契約書、社債原簿その他証書類（以下「証書類」という。）を機構に提出し、機構の立会いの下に当該債務目録と証書類の照合を行うものとする。

（協定の変更）

第16条 機構及び会社は、おおむね5年ごとに、本協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

2 機構及び会社は、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特別措置法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、相互に、本協定の変更を申し出ることができる。

3 前2項の規定による変更の申出があった場合には、機構及び会社は、その申出に誠実に対応しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づく協定の変更は、業務等の実施状況を勘案し、債務の返済等の確実かつ円滑な実施及び高速道路の管理の適切かつ円滑な実施が図られるよう行うものとする。

(協議等)

第17条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構と会社が協議して定めるものとする。

附 則

本協定は、平成18年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成18年3月31日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 勢 山 廣 直

東日本高速道路株式会社

代表取締役会長 八 木 重 二 郎

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線

**(北海道茅部郡森町字赤井川から北海道二世郡八雲町東野まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道茅部郡森町字赤井川 から
 北海道二世郡八雲町東野 まで

(ロ) 延 長 29.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道茅部郡森町字赤井川 から 北海道二世郡八雲町東野 まで	100	29.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道茅部郡森町字赤井川 から 北海道二世郡八雲町東野 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道大沼インター線	北海道茅部郡 森町字赤井川	平面接続	大沼インターチェンジ (仮称)
道道森インター線	北海道茅部郡 森町字森川町	立体接続	森インターチェンジ (仮称)
道道落部インター線	北海道二世郡 八雲町東野	立体接続	落部インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

70,677 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

52,115 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 51,038 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線

**(北海道二世郡八雲町東野から北海道二世郡八雲町立岩まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道二世郡八雲町東野 から
 北海道二世郡八雲町立岩 まで

(ロ) 延 長 16.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道二世郡八雲町東野 から 北海道二世郡八雲町立岩 まで	100	16.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道二海郡八雲町東野 から 北海道二海郡八雲町立岩 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道落部インター線	北海道二海郡 八雲町東野	立体接続	落部インターチェンジ (仮称)
一般国道277号	北海道二海郡 八雲町立岩	立体接続	八雲インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

31,808 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,397 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,248 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線

**(北海道二世郡八雲町立岩から北海道山越郡長万部町字国縫まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道二世郡八雲町立岩 から
 北海道山越郡長万部町字国縫 まで

(ロ) 延 長 21.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道二世郡八雲町立岩 から 北海道山越郡長万部町字国縫 まで	100	21.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道二海郡八雲町立岩 から 北海道山越郡長万部町字国縫 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道277号	北海道二世郡 八雲町立岩	立体接続	八雲インターチェンジ (仮称)
一般国道230号	北海道山越郡 長万部町字国縫	立体接続	国縫インターチェンジ

(4) 工事予算

32,767 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 18 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,411 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,354 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

**(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道余市郡余市町登町 から
 北海道小樽市新光町 まで

(ロ) 延 長 23.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	100	23.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ (仮称)
道道小樽環状線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽西インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

106,211 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

140,019 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 133,762 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

**(北海道夕張市紅葉山から北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道夕張市紅葉山 から
 北海道勇払郡占冠村字シムカブ原野 まで

(ロ) 延 長 34.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道夕張市紅葉山	から	100	34.5	
北海道勇払郡占冠村 字シムカブ原野	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道夕張市紅葉山 から 北海道勇払郡占冠村 字シムカブ原野 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道274号	北海道夕張市 紅葉山	立体接続	夕張インターチェンジ
道道穂別インター線	北海道勇払郡 むかわ町穂別	立体接続	穂別インターチェンジ (仮称)
一般国道237号	北海道勇払郡 占冠村字シムカブ原野	立体接続	占冠インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

138,656 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

153,188 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 149,119 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

**(北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野から北海道勇払郡占冠村字上トママまで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道勇払郡占冠村字シムカブ原野 から
 北海道勇払郡占冠村字上トママ まで

(ロ) 延 長 26.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村 字シムカブ原野 から 北海道勇払郡占冠村字上トママ まで	100	26.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道勇払郡占冠村 字シムカブ原野 から 北海道勇払郡占冠村字上トママ まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道237号	北海道勇払郡 占冠村字シムカブ原野	立体接続	占冠インターチェンジ (仮称)
道道夕張新得線	北海道勇払郡 占冠村字上トマム	立体接続	トマムインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

56,473 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

58,724 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 57,913 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

**(北海道勇払郡占冠村字上トマムから北海道上川郡清水町字清水まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道勇払郡占冠村字上トマム から
 北海道上川郡清水町字清水 まで

(ロ) 延 長 20.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トマム から 北海道上川郡清水町字清水 まで	100	20.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トマム から 北海道上川郡清水町字清水 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道夕張新得線	北海道勇払郡 占冠村字上トマム	立体接続	トマムインターチェンジ (仮称)
一般国道274号	北海道上川郡 清水町字清水	立体接続	十勝清水インターチェンジ

(4) 工事予算

47,394 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 7 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36,911 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 36,368 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道

**(新潟県胎内市弥彦岡から新潟県岩船郡荒川町大字新光寺まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 新潟県胎内市弥彦岡 から
 新潟県岩船郡荒川町大字新光寺 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
新潟県胎内市弥彦岡 から 新潟県岩船郡荒川町大字新光寺 まで	100	9.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.5メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
新潟県胎内市弥彦岡 から 新潟県岩船郡荒川町大字新光寺 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

ー メートル (土工部)

ー メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道中条インター線	新潟県胎内市 弥彦岡	立体接続	中条インターチェンジ
一般国道113号	新潟県岩船郡 荒川町大字新光寺	立体接続	荒川インターチェンジ(仮称)
日本海沿岸東北自動車道	新潟県岩船郡 荒川町大字新光寺	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

30,275 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25,217 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24,598 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

**(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県東置賜郡高畠町大字深沼 から
 山形県上山市金瓶 まで

(ロ) 延 長 24.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	から	100	24.4	
山形県上山市金瓶	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼 から 山形県上山市金瓶 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	上山インターチェンジ(仮称)
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4) 工事予算

107,952 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

134,732 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 128,608 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

**(福島県双葉郡富岡町大字上手岡から福島県相馬市粟津まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	福島県双葉郡富岡町大字上手岡 福島県相馬市粟津	から まで
-----------	----------------------------	----------

(ロ) 延 長	47.0 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 粟津 まで	100	47.0	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 粟津 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	-	-	-	
トンネル部分	1.25×2	2.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 小野富岡線	福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	立体接続	常磐富岡インターチェンジ
一般国道114号	福島県双葉郡 浪江町大字室原	立体接続	浪江インターチェンジ (仮称)
県道 原町川俣線	福島県南相馬市 原町区	立体接続	原町インターチェンジ (仮称)
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	平面接続	相馬インターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

121,349 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

121,918 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 118,567 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

**(福島県相馬市粟津から福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬市粟津 から
 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 まで

(ロ) 延 長 8.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市 粟津 から 福島県相馬郡新地町 駒ヶ嶺 まで	100	8.5	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬市 粟津 から 福島県相馬郡新地町 駒ヶ嶺 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	-	-	-	
トンネル部分	—	—	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道115号	福島県相馬市 粟津	立体接続	相馬インターチェンジ (仮称)
一般国道113号	福島県相馬郡新地町 駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ (仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

22,863 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29,295 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 28,264 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

**(福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺から宮城県亘理郡山元町大平まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 から
 宮城県亘理郡山元町大平 まで

(ロ) 延 長 14.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 から 宮城県亘理郡山元町大平 まで	100	14.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 から 宮城県亘理郡山元町大平 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ (仮称)
一般国道6号	宮城県亘理郡 山元町大平	立体接続	山元インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

46,743 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手 (予定) 年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

59,141 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 56,469 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

**(宮城県亶理郡山元町大平から宮城県亶理郡亶理町逢隈まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	宮城県亶理郡山元町大平	から
	宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで

(ロ) 延 長	11.5 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平 から 宮城県亶理郡亶理町逢隈 まで	100	11.5	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平 から 宮城県亶理郡亶理町逢隈 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

なし

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道6号	宮城県亶理郡 山元町大平	平面接続	山元インターチェンジ (仮称)
県道亶理インター線	宮城県亶理郡 亶理町逢隈	立体接続	亶理インターチェンジ
一般国道6号 (仙台東部道路)	宮城県亶理郡 亶理町逢隈	平面接続	本線

(4) 工事予算

30,566 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 13 年 3 月 27 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

17,587 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 17,360 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県君津市三直から千葉県富津市鶴岡まで) に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県君津市三直 から
 千葉県富津市鶴岡 まで

(ロ) 延 長 9.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県君津市三直	から	100	9.2	
千葉県富津市鶴岡	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県君津市三直 から 千葉県富津市鶴岡 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員
— メートル (土工部)
— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道君津鴨川線	千葉県君津市 三直	立体接続	君津インターチェンジ
一般国道127号	千葉県富津市 鶴岡	立体接続	富津中央インターチェンジ

(4) 工事予算

45,918 百万円 (消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,191 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 18,849 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

**(埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県松戸市三矢小台二丁目まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県三郷市鷹野三丁目 から
 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで

(ロ) 延 長 5.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	80	5.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 鷹野三丁目	立体接続	三郷南インターチェンジ
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

131,077 百万円 (消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	12年	1月	12日
②工事の完成予定年月日	平成	28年	3月	31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

154,008 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 150,373 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

**(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県松戸市三矢小台二丁目 から
 千葉県市川市高谷 まで

(ロ) 延 長 10.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目	から	80	10.5	
千葉県市川市高谷	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 国分	立体接続	市川北インターチェンジ(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 平田	立体接続	市川南インターチェンジ(仮称)
一般国道14号 (京葉道路)	千葉縣市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷インターチェンジ(仮称)
県道高速湾岸線	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション(仮称)
東関東自動車道	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

757,176 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

802,043 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 775,994 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

**(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県鉾田市飯名 から
 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで

(ロ) 延 長 9.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県鉾田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	100	9.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字烏羽田 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員
— メートル (土工部)
— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道小川鉾田線	茨城県鉾田市 飯名	平面接続	鉾田インターチェンジ (仮称)
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡 茨城町大字鳥羽田	立体接続	茨城南インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

24,312 百万円 (消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33,641 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32,249 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

**(茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田から茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 から
 茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴 まで

(ロ) 延 長 8.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田	から	100	8.8	
茨城県東茨城郡茨城町 大字小鶴	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字小鶴 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡 茨城町大字鳥羽田	平面接続	茨城南インターチェンジ (仮称)
北関東自動車道	茨城県東茨城郡 茨城町大字小鶴	立体接続	茨城ジャンクション (仮称)

(4) 工事予算

27,031 百万円 (消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日
②工事の完成予定年月日	平成	22 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27,039 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,602 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

**(群馬県伊勢崎市三和町から群馬県太田市東今泉町まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 群馬県伊勢崎市三和町 から
群馬県太田市東今泉町 まで

(口) 延 長 16.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 2 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
群馬県伊勢崎市三和町 から 群馬県太田市東今泉町 まで	100	16.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
群馬県伊勢崎市三和町 から 群馬県太田市東今泉町 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	群馬県伊勢崎市 三和町	立体接続	伊勢崎インターチェンジ
一般県道大原境三ツ木線	群馬県太田市 大原町	立体接続	藪塚インターチェンジ (仮称)
一般国道122号	群馬県太田市 東今泉町	平面接続	太田インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

90,925 百万円 (消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 20年 | 9月 | 30日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

40,287 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 39,754 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

**(群馬県太田市東今泉町から栃木県足利市菅田町まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 群馬県太田市東今泉町 から
 栃木県足利市菅田町 まで

(ロ) 延 長 10.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
群馬県太田市東今泉町	から	100	10.3	
栃木県足利市菅田町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
群馬県太田市東今泉町 から 栃木県足利市菅田町 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道122号	群馬県太田市 東今泉町	立体接続	太田インターチェンジ(仮称)
一般国道293号	栃木県足利市 菅田町	立体接続	足利インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

57,208 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 4月 | 17日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 24年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

54,298 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53,780 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

**(栃木県足利市菅田町から栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県足利市菅田町 から
 栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺 まで

(ロ) 延 長 13.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県足利市菅田町	から	100	13.6	
栃木県下都賀郡岩舟町 大字小野寺	まで			

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
栃木県足利市菅田町	から	4 車線	4 車線	
栃木県下都賀郡岩舟町 大字小野寺	まで			

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道293号	栃木県足利市 菅田町	立体接続	足利インターチェンジ(仮称)
県道佐野田沼線	栃木県佐野市 小見町	立体接続	田沼インターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県下都賀郡 岩舟町大字小野寺	立体接続	岩舟ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

76,531 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 24年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

73,910 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 73,231 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

**(栃木県河内郡上三川町大字磯岡から栃木県真岡市長田まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県河内郡上三川町大字磯岡 から
 栃木県真岡市長田 まで

(ロ) 延 長 7.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県河内郡上三川町 大字磯岡	から	100	7.5	
栃木県真岡市長田	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
栃木県河内郡上三川町 大字磯岡 から 栃木県真岡市長田 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道4号	栃木県河内郡 上三川町大字磯岡	立体接続	宇都宮上三川インターチェンジ
一般国道408号	栃木県真岡市 長田	平面接続	真岡インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

37,568 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,967 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,915 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(栃木県真岡市長田から茨城県桜川市長方まで) に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県真岡市長田 から
 茨城県桜川市長方 まで

(ロ) 延 長 14.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県真岡市長田	から	100	14.9	
茨城県桜川市長方	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
栃木県真岡市長田 から 茨城県桜川市長方 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道408号	栃木県真岡市 長田	立体接続	真岡インターチェンジ(仮称)
一般国道50号	茨城県桜川市 長方	立体接続	岩瀬インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

56,836 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

44,095 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 43,672 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(茨城県桜川市長方から茨城県笠間市福原まで) に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県桜川市長方 から
 茨城県笠間市福原 まで

(ロ) 延 長 8.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県桜川市長方	から	100	8.9	
茨城県笠間市福原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県桜川市長方 から 茨城県笠間市福原 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道50号	茨城県桜川市 長方	平面接続	岩瀬インターチェンジ(仮称)
県道土浦笠間線	茨城県笠間市 福原	立体接続	笠間インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

43,587 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10 年 | 1 月 | 20 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 20 年 | 9 月 | 30 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32,568 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32,125 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(茨城県笠間市福原から茨城県笠間市平町まで) に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県笠間市福原 から
茨城県笠間市平町 まで

(口) 延 長 9.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 2 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県笠間市福原 から 茨城県笠間市平町 まで	100	9.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県笠間市福原 から 茨城県笠間市平町 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道土浦笠間線	茨城県笠間市 福原	平面接続	笠間インターチェンジ (仮称)
一般国道355号	茨城県笠間市 平町	立体接続	友部インターチェンジ

(4) 工事予算

30,584 百万円 (消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24,173 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 23,966 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道縦貫自動車道函館名寄線(八雲PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道二世郡八雲町

(3) 工事予算

961 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,296 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,246 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道縦貫自動車道函館名寄線(黒松内JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道寿都郡黒松内町字東川

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道5号	北海道寿都郡 黒松内町字東川	立体接続	黒松内ジャンクション (仮称)

(4) 工事予算

2,349 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,010 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,929 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道縦貫自動車道函館名寄線(虻田洞爺湖IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道虻田郡洞爺湖町三豊

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道230号	北海道虻田郡 洞爺湖町三豊	立体接続	虻田洞爺湖インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

3, 451 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 4 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 554 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 517 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道縦貫自動車道函館名寄線(剣淵PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡剣淵町

(3) 工事予算

1,304 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,575 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,506 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内釧路線(銭函IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道小樽市星野町

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道銭函インター線	北海道小樽市 星野町	立体接続	銭函インターチェンジ

(4) 工事予算

5,482 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,905 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,770 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内釧路線(手稲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道札幌市手稲区富丘

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道手稲インター線	北海道札幌市 手稲区富丘	立体接続	手稲インターチェンジ

(4) 工事予算

883 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,276 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,235 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内釧路線(由仁PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道夕張郡由仁町

(3) 工事予算

1,196 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 63 年 12 月 21 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,539 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,476 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内釧路線(占冠PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道勇払郡占冠村

(3) 工事予算

1, 2 2 7 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 5 1 3 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 4 4 8 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内端野線(本別JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

北海道横断自動車道黒松内端野線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道中川郡 本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

(4) 工事予算

1,346 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,711 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,640 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内釧路線 (本別IC) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道242号	北海道中川郡 本別町勇足	立体接続	本別インターチェンジ
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道中川郡 本別町勇足	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

710 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,045 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,007 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内端野線(足寄IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

北海道横断自動車道黒松内端野線

(2) 工事の箇所

北海道足寄郡足寄町郊南

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道242号	北海道足寄郡 足寄町郊南	立体接続	足寄インターチェンジ
北海道横断自動車道 黒松内端野線	北海道足寄郡 足寄町郊南	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1,116 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,481 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,422 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

**(東京都練馬区大泉町五丁目から埼玉県川口市赤芝新田まで) (改築) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

東京都練馬区大泉町五丁目	から
埼玉県川口市赤芝新田	まで

別 紙 1

(3) 工事予算

12,565 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,840 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,523 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線（久喜白岡JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市大字下早見

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市 大字下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

15,382 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

17,148 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 16,826 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線（久喜白岡JCT（改築））に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市大字下早見

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市 大字下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

9,845 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11,584 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11,442 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

**(栃木県矢板市大槻から栃木県矢板市片岡まで) (改築) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県矢板市大槻 から
 栃木県矢板市片岡 まで

(ロ) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県矢板市大槻	から	100	1.7	
栃木県矢板市片岡	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
栃木県矢板市大槻	から	(4 車線)	(4 車線)	付加車線事業
栃木県矢板市片岡	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 中央帯の標準幅員 － メートル

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

1, 8 0 0 百万円 (消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 292 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 195 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線（黒磯IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県那須塩原市中内

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道大田原高林線	栃木県那須塩原市 鹿野崎	立体接続	黒磯インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 275 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 471 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 450 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線(福島JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県福島市笹谷

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北中央自動車道 相馬尾花沢線	福島県福島市笹谷	平面接続	福島ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

5,306 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日
 ②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,414 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,073 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線
(宮城県白石市福岡深谷から宮城県仙台市太白区茂庭まで) (改築) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県白石市福岡深谷 から

宮城県仙台市太白区茂庭 まで

別 紙 1

(3) 工事予算

2, 100 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手 (予定) 年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 486 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 377 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線(富谷JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県黒川郡富谷町穀田

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道47号 (仙台北部道路)	宮城県黒川郡 富谷町穀田	立体接続	富谷ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

3,756 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日
②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,456 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4,410 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線(小坂JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

秋田県鹿角郡小坂町小坂

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
日本海沿岸東北自動車道	秋田県鹿角郡 小坂町小坂	平面接続	小坂ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

5, 938 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7, 968 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7, 852 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道八戸線(八戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道八戸線

(2) 工事の箇所

青森県八戸市坂牛

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	青森県八戸市坂牛	平面接続	八戸ジャンクション

(4) 工事予算

1,408 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 6 年 9 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,854 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,785 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北横断自動車道釜石秋田線(東和IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東北横断自動車道釜石秋田線

(2) 工事の箇所

岩手県花巻市東和町安俵

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道北上東和線	岩手県花巻市東和町安俵	立体接続	東和インターチェンジ
東北横断自動車道釜石秋田線	岩手県花巻市東和町安俵	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

1,468 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,284 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,242 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北横断自動車道酒田線(鶴岡JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道酒田線

(2) 工事の箇所

山形県鶴岡市山田

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
日本海沿岸東北自動車道	山形県鶴岡市 山田	平面接続	鶴岡ジャンクション (仮称)

(4) 工事予算

6,906 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手 (予定) 年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,536 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,481 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

**(福島県いわき市好間町榊小屋から福島県いわき市三和町合戸まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	福島県いわき市好間町榊小屋	から
	福島県いわき市三和町合戸	まで

(ロ) 延 長	4.1	キロメートル
---------	-----	--------

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県いわき市 好間町榊小屋	から	80	4.1	
福島県いわき市 三和町合戸	まで			

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県いわき市 好間町榊小屋	から	4 車線	4 車線	4車線化
福島県いわき市 三和町合戸	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

別 紙 1

(4) 工事予算

6,667 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,059 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,048 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

**(福島県田村郡小野町大字夏井から福島県田村郡小野町大字小野赤沼まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	福島県田村郡小野町大字夏井	から
	福島県田村郡小野町大字小野赤沼	まで

(ロ) 延 長	7.2	キロメートル
---------	-----	--------

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県田村郡 小野町大字夏井 から 福島県田村郡 小野町大字小野赤沼 まで	80	7.2	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県田村郡 小野町大字夏井 から 福島県田村郡 小野町大字小野赤沼 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

別 紙 1

(4) 工事予算

5, 296 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 715 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 703 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

**(福島県田村郡小野町大字飯豊から福島県田村郡小野町大字吉野辺まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	福島県田村郡小野町大字飯豊	から
	福島県田村郡小野町大字吉野辺	まで

(ロ) 延 長	4.8 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県田村郡小野町大字飯豊 から 福島県田村郡小野町大字吉野辺 まで	80	4.8	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県田村郡小野町大字飯豊 から 福島県田村郡小野町大字吉野辺 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

別 紙 1

(4) 工事予算

2,795 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 18 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,983 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,974 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

**(福島県田村市船引町堀越から福島県田村市船引町春山まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	福島県田村市船引町堀越	から
	福島県田村市船引町春山	まで

(ロ) 延 長 6.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県田村市船引町堀越	から	8 0	6 . 3	
福島県田村市船引町春山	まで			

(ハ) 設計自動車荷重 2 4 5 k N (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3 . 5 0 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県田村市船引町堀越	から	4 車線	4 車線	4車線化
福島県田村市船引町春山	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

別 紙 1

(4) 工事予算

3,858 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,496 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,485 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線

**(福島県田村郡三春町大字芹ヶ沢から福島県郡山市西田町大田まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	福島県田村郡三春町大字芹ヶ沢	から
	福島県郡山市西田町大田	まで

(ロ) 延 長	4.9 キロメートル
----------------	------------

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
------------------	---------------------

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県田村郡三春町大字芹ヶ沢 から 福島県郡山市西田町大田 まで	80	4.9	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県田村郡三春町大字芹ヶ沢 から 福島県郡山市西田町大田 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

別 紙 1

(4) 工事予算

4,060 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,616 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4,603 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**日本海沿岸東北自動車道(豊栄SA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県新潟市

(3) 工事予算

400 百万円 (消費税込み)

別 紙 1

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

749 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 728 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**日本海沿岸東北自動車道(岩城IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県由利本荘市岩城内道川

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道雄和岩城線	秋田県由利本荘市 岩城内道川	立体接続	岩城インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 512 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

797 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 793 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**日本海沿岸東北自動車道(雄和PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県秋田市

(3) 工事予算

1, 2 6 0 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 30 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 3 5 7 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 3 0 3 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北中央自動車道相馬尾花沢線(山形PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市

(3) 工事予算

1,786 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 15 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,501 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,448 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

**(山形県天童市大字大町から山形県東根市大字羽入まで) (改築) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県天童市大字大町 から
 山形県東根市大字羽入 まで

(ロ) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県天童市 大字大町	から	100	1.7	
山形県東根市 大字羽入	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
山形県天童市 大字大町 から 山形県東根市 大字羽入 まで	(4 車線)	(4 車線)	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 中央帯の標準幅員

－メートル

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

3, 6 5 9 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 288 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 097 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**関越自動車道新潟線（鶴ヶ島JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号	埼玉県鶴ヶ島市 大字藤金	立体接続	鶴ヶ島ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

3, 979 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 62 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 297 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 246 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

**(埼玉県坂戸市大字戸口から埼玉県坂戸市大字中里まで) (改築) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県坂戸市大字戸口 から
 埼玉県坂戸市大字中里 まで

(ロ) 延 長 1.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県坂戸市大字戸口 から 埼玉県坂戸市大字中里 まで	120	1.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.00メートル(登坂車線)

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県坂戸市大字戸口 から 埼玉県坂戸市大字中里 まで	(6 車線)	(6 車線)	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 中央帯の標準幅員 — メートル

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

2, 9 0 0 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 1 6 年 6 月 2 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 2 4 年 3 月 3 1 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 6 6 2 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 5 0 1 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

**(埼玉県深谷市畠山から群馬県渋川市八木原まで) (改築) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

I	埼玉県深谷市畠山 埼玉県深谷市本田	から まで
II	埼玉県本庄市児玉町高関 埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	から まで
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 群馬県渋川市八木原	から まで

(ロ) 延 長

I	埼玉県深谷市畠山 埼玉県深谷市本田	から まで	1. 5 キロメートル
II	埼玉県本庄市児玉町高関 埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	から まで	1. 7 キロメートル
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 群馬県渋川市八木原	から まで	1. 8 キロメートル

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
I	埼玉県深谷市畠山	120	1.5	
	埼玉県深谷市本田			
II	埼玉県本庄市児玉町高関	120	1.7	
	埼玉県児玉郡上里町 大字嘉美			
III	群馬県北群馬郡吉岡町 大字下野田	120	1.8	
	群馬県渋川市八木原			

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

別 紙 1

(二) 車線の幅員

3.50メートル

(ただし、Ⅰ 埼玉県深谷市畠山 から 埼玉県深谷市本田 までは3.00メートル(登坂車線))

(ホ) 車線数

設 計 区 間			工事施工	用地買収	摘 要
Ⅰ	埼玉県深谷市畠山 埼玉県深谷市本田	から まで	(6車線)	(6車線)	付加車線事業
Ⅱ	埼玉県本庄市児玉町高関 埼玉県上里郡上里町大字嘉美	から まで	(6車線)	(6車線)	付加車線事業
Ⅲ	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 群馬県渋川市八木原	から まで	(4車線)	(4車線)	付加車線事業

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ		摘 要
	左 側	計	左 側	計	左 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75	1.75	2.50	2.50	2.50	2.50	
トンネル部分	—	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	2.50	2.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	2.50	2.50	—	—	

(ト) 中央帯の標準幅員

—

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

別 紙 1

(4) 工事予算

7,100 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,601 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,207 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**関越自動車道上越線（佐久JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

長野県小諸市御影新田

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中部横断自動車道	長野県小諸市 御影新田	平面接続	佐久ジャンクション (仮称)

(4) 工事予算

7,814 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,944 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,890 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**関越自動車道上越線(長野県中野市大字永江から長野県上水内郡信濃町大字富濃まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長野県中野市大字永江 から
 長野県上水内郡信濃町大字富濃 まで

(ロ) 延 長 8.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長野県中野市大字永江	から	80	8.6	
長野県上水内郡 信濃町大字富濃	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長野県中野市大字永江 から 長野県上水内郡 信濃町大字富濃 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

24,729 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27,392 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27,123 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

**(埼玉県川口市赤芝新田から埼玉県三郷市番匠免二丁目まで) (改築) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県川口市赤芝新田	から
埼玉県三郷市番匠免二丁目	まで

(3) 工事予算

9,030 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,482 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,390 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道（八潮PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

(3) 工事予算

24,751 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,825 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29,366 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道 (つくばJCT) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県つくば市梶内

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	茨城県つくば市 梶内	立体接続	つくばジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

5, 147 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 680 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5, 676 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道 (檜葉PA) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡檜葉町

(3) 工事予算

1,411 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,433 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,379 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道(鹿島SA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県南相馬市

別 紙 1

(3) 工事予算

1,836 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成10年4月17日

②工事の完成予定年月日 平成27年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,454 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,355 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道(亘理PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

宮城県亶理郡亶理町

(3) 工事予算

1,500 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 13 年 3 月 27 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,845 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,766 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道千葉富津線（木更津JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の箇所

千葉県木更津市犬成犬成笹子両村新田

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県木更津市 犬成犬成笹子両村新田	立体接続	木更津ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

5,287 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 4 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,676 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5,628 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

**(千葉県木更津市羽鳥野一丁目から千葉県木更津市羽鳥野二丁目まで) (改築) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の箇所

千葉県木更津市羽鳥野一丁目	から
千葉県木更津市羽鳥野二丁目	まで

(3) 工事予算

172 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

228 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 222 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

**(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで) (一次改築) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県三郷市番匠免二丁目 から
 埼玉県三郷市鷹野三丁目 まで

(ロ) 延 長 4.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県三郷市番匠免二丁目 から 埼玉県三郷市鷹野三丁目 まで	80	4.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県三郷市番匠免二丁目 から 埼玉県三郷市鷹野三丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション
一般国道298号	埼玉県三郷市 鷹野三丁目	立体接続	三郷南インターチェンジ

(4) 工事予算

1,913 百万円 (消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 2 9 3 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,292 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

**(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで) (二次改築) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目	から
埼玉県三郷市鷹野三丁目	まで

別 紙 1

(3) 工事予算

1,704 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,125 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,037 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（三郷JCT（一次改築））に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション

(4) 工事予算

766 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

859 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 856 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（三郷JCT（二次改築））に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション

(4) 工事予算

19,669 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22,545 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21,508 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（三郷第二IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市谷口

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 谷口	立体接続	三郷第二インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,201 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,992 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,873 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（湾岸船橋IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県習志野市谷津

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道357号	千葉県習志野市 谷津	立体接続	湾岸船橋インターチェンジ(仮称)
県道千葉船橋海浜線	千葉県習志野市 谷津	立体接続	湾岸船橋インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 7 7 4 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手 (予定) 年月日 平成 1 8 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 2 4 年 3 月 3 1 日

当該連結施設の接続道路は、接続道路管理者が高速自動車国道法第11条の2第1項の連結許可を受けていないが、平成18年度早期に連結許可を受ける前提で、工事予算、着手予定年月日及び完成予定年月日を想定している。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 2 5 8 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 1 6 4 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（酒々井IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県印旛郡酒々井町尾上

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道富里酒々井線	千葉県印旛郡酒々井町 尾上	立体接続	酒々井インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,396 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,718 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,656 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（大栄JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

4,319 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,808 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5,593 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線(大栄JCT(改築))に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法**(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法**

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2,158 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,549 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,432 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北関東自動車道（伊勢崎PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

群馬県伊勢崎市

別 紙 1

(3) 工事予算

3, 937 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 30 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 442 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 333 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北関東自動車道（壬生PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県下都賀郡壬生町

別 紙 1

(3) 工事予算

2,369 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 30 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,826 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,710 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北関東自動車道（笠間PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県笠間市

別 紙 1

(3) 工事予算

2,361 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 11 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,147 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,127 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北陸自動車道 (新潟県糸魚川市大字歌から新潟県糸魚川市大字外波まで) (改築) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県糸魚川市大字歌 から

新潟県糸魚川市大字外波 まで

(3) 工事予算

8,435 百万円 (消費税込み)

別 紙 1

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 4 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,324 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,050 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)

**(神奈川県横須賀市馬堀海岸四丁目から神奈川県横須賀市佐原一丁目まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道16号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横須賀市馬堀海岸四丁目	から
	神奈川県横須賀市佐原一丁目	まで

(ロ) 延 長	4.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横須賀市 馬堀海岸四丁目	から	80	4.3	
神奈川県横須賀市 佐原一丁目	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横須賀市 馬堀海岸四丁目	から	2 車線	4 車線	
神奈川県横須賀市 佐原一丁目	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号	神奈川県横須賀市 馬堀海岸四丁目	立体接続	馬堀海岸インターチェンジ(仮称)
県道浦賀港線	神奈川県横須賀市 浦賀町一丁目	立体接続	馬堀インターチェンジ(仮称)
県道横須賀葉山線	神奈川県横須賀市 佐原一丁目	立体接続	佐原インターチェンジ

(4) 工事予算

75,215 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 7 年 3 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

別 紙 1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27,119 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25,943 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)

**(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から
	神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで

(ロ) 延 長	8.7 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 から 神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目 まで	80	8.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 から 神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目 まで	6 車線	6 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路 上郷公田線	神奈川県横浜市 栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路) 及び都市計画道路 横浜藤沢線	神奈川県横浜市 栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

249,202 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)まで
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)まで
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA87+00)まで
平成 27 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

299,461 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 285,322 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(東京都あきる野市牛沼から東京都あきる野市下代継まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	東京都あきる野市牛沼 東京都あきる野市下代継	から まで
-----------	---------------------------	----------

(ロ) 延 長	0.4 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都あきる野市牛沼	から	8 0	0 . 4	
東京都あきる野市下代継	まで			

(二) 設計自動車荷重 2 4 5 k N (B 活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3 . 5 0 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都あきる野市牛沼	から	4 車線	4 車線	
東京都あきる野市下代継	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道411号	東京都あきる野市牛沼	立体接続	あきる野インターチェンジ

(4) 工事予算

1,198 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 17 年 9 月 1 日

・ なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 3 1 0 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 2 9 9 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(埼玉県鶴ヶ島市大字藤金から埼玉県比企郡川島町大字中山まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 埼玉県比企郡川島町大字中山	から まで
-----------	------------------------------	----------

(ロ) 延 長	7.7 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 から 埼玉県比企郡川島町大字中山 まで	80	7.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 から 埼玉県比企郡川島町大字中山 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
関越自動車道 新潟線	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金	立体接続	鶴ヶ島ジャンクション
都市計画道路坂戸東川越線	埼玉県坂戸市大字小沼	立体接続	坂戸インターチェンジ (仮称)
一般国道254号	埼玉県比企郡川島町 大字中山	平面接続	川島インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

13,702 百万円 (消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 (STA0+00) から埼玉県川越市大字下広谷 (STA27+17) まで	平成 19 年 7 月 1 日
ロ	埼玉県川越市大字下広谷 (STA27+17) から埼玉県川越市大字下広谷 (STA29+92) まで	平成 20 年 1 月 15 日
ハ	埼玉県川越市大字下広谷 (STA29+92) から埼玉県川越市大字下広谷 (STA33+76)まで	平成 19 年 12 月 1 日
ニ	埼玉県川越市大字下広谷 (STA33+76) から埼玉県川越市大字下広谷 (STA34+06) まで	平成 20 年 1 月 1 日
ホ	埼玉県川越市大字下広谷 (STA34+06) から埼玉県坂戸市大字横沼 (STA42+34) まで	平成 19 年 10 月 1 日
ヘ	埼玉県坂戸市大字横沼 (STA42+34) から埼玉県坂戸市大字青木 (STA44+24) まで	平成 20 年 2 月 1 日
ト	埼玉県坂戸市大字青木 (STA44+24) から埼玉県坂戸市大字横沼 (STA49+34) まで	平成 19 年 7 月 1 日
チ	埼玉県坂戸市大字横沼 (STA49+34) から埼玉県坂戸市大字小沼 (STA56+30) まで	平成 19 年 9 月 1 日
リ	埼玉県坂戸市大字小沼 (STA56+30) から埼玉県比企郡川島町大字上伊草 (STA67+29) まで	平成 20 年 2 月 1 日
ヌ	埼玉県比企郡川島町大字上伊草 (STA67+29) から埼玉県比企郡川島町大字中山 (STA76+60) まで	平成 19 年 4 月 1 日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

別 紙 1

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13, 021 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12, 819 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県桶川市大字川田谷まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県比企郡川島町大字中山 埼玉県桶川市大字川田谷	から まで
-----------	------------------------------	----------

(ロ) 延 長	5.7 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県比企郡川島町大字平沼まで	第1種第3級(道路構造令)
	埼玉県比企郡川島町大字平沼から埼玉県桶川市大字川田谷まで	第1種第2級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県比企郡川島町大字中山 から 埼玉県比企郡川島町大字平沼 まで	80	0.4	

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県比企郡川島町大字平沼 から 埼玉県桶川市大字川田谷 まで	100	5.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(ハ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県比企郡川島町大字中山 から 埼玉県桶川市大字川田谷 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県比企郡川島町大字平沼まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

埼玉県比企郡川島町大字平沼から埼玉県桶川市大字川田谷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

埼玉県比企郡川島町大字中山から埼玉県比企郡川島町大字平沼まで

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

埼玉県比企郡川島町大字平沼から埼玉県桶川市大字川田谷まで

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道254号	埼玉県比企郡川島町 大字中山	立体接続	川島インターチェンジ (仮称)
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	平面接続	桶川ジャンクション (仮称)

(4) 工事予算

7, 296 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手 (予定) 年月日

イ 埼玉県比企郡川島町大字中山 (STA76+60) から埼玉県比企郡川島町大字三保谷宿 (STA112+69) まで
平成 21 年 4 月 1 日

ロ 埼玉県比企郡川島町大字三保谷宿 (STA112+69) から埼玉県桶川市大字川田谷 (STA122+40) まで
平成 21 年 9 月 1 日

ハ 埼玉県桶川市大字川田谷 (STA122+40) から埼玉県桶川市大字川田谷 (STA124+12) まで
平成 22 年 2 月 15 日

ニ 埼玉県桶川市大字川田谷 (STA124+12) から埼玉県桶川市大字川田谷 (STA133+43)まで
平成 21 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7, 710 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7, 544 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上大崎まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県桶川市大字川田谷	から
	埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上大崎	まで

(ロ) 延 長	10.8 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	100	10.8	
埼玉県南埼玉郡菖蒲町 大字上大崎	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	4 車線	4 車線	
埼玉県南埼玉郡菖蒲町 大字上大崎	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	立体接続	桶川ジャンクション(仮称)
県道川越栗橋線	埼玉県桶川市大字加納	立体接続	桶川インターチェンジ(仮称)
一般国道122号	埼玉県南埼玉郡菖蒲町 大字台	立体接続	菖蒲白岡インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

68,868 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 埼玉県桶川市大字川田谷 (STA133+43) から埼玉県桶川市大字加納 (STA180+84) まで
平成 24 年 4 月 1 日

ロ 埼玉県桶川市大字加納 (STA180+84) から埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字下栢間 (STA207+88) まで
平成 22 年 4 月 1 日

ハ 埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字下栢間 (STA207+88) から埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上大崎 (STA241+72) まで
平成 24 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

別 紙 1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

74,438 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 72,914 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県南埼玉郡菫蒲町大字上大崎から埼玉県久喜市大字下早見まで) に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上大崎 埼玉県久喜市大字下早見	から まで
-----------	--------------------------------	----------

(ロ) 延 長	3.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上大崎 から 埼玉県久喜市大字下早見 まで	100	3.3	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上大崎 から 埼玉県久喜市大字下早見 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	-	-	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道122号	埼玉県南埼玉郡 菫蒲町大字台	平面接続	菫蒲白岡インターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道弘前線	埼玉県久喜市大字下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

21,964 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字上大崎 (STA241+72) から埼玉県久喜市大字下早見 (STA269+25) まで
平成 22 年 4 月 1 日

ロ 埼玉県久喜市大字下早見 (STA269+25) から埼玉県久喜市大字下早見 (STA274+95) まで
平成 18 年 9 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24,026 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 23,518 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県つくば市新井から茨城県つくば市梶内まで) に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県つくば市新井 茨城県つくば市梶内	から まで
-----------	------------------------	----------

(ロ) 延 長	4.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県つくば市新井	から	100	4.3	
茨城県つくば市梶内	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県つくば市新井	から	2車線	4車線	
茨城県つくば市梶内	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	平面接続	つくばインターチェンジ (仮称)
常磐自動車道	茨城県つくば市 梶内	立体接続	つくばジャンクション

(4) 工事予算

2, 3 9 1 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手 (予定) 年月日

イ 茨城県つくば市新井 (つくば料金所(仮称))

平成 21 年 4 月 1 日

ロ 茨城県つくば市新井 (STA371+29) から茨城県つくば市梶内 (STA0-07) まで

平成 21 年 10 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

別 紙 1

②工事の完成予定年月日

平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 6 4 5 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 6 3 6 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県つくば市市之台から茨城県牛久市桂町まで) に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県つくば市市之台 茨城県牛久市桂町	から まで
-----------	------------------------	----------

(ロ) 延 長	12.0 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県つくば市 市之台 から 茨城県牛久市 桂町 まで	100	12.0	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県つくば市 市之台 から 茨城県牛久市 桂町 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

— メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道6号 牛久土浦バイパス	茨城県つくば市 稲岡	立体接続	つくば牛久インターチェンジ
県道 土浦竜ヶ崎線	茨城県稲敷郡 阿見町大字小池	立体接続	阿見インターチェンジ(仮称)
県道 竜ヶ崎阿見線バイパス	茨城県稲敷郡 阿見町大字吉原	平面接続	阿見東インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

3,454 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 茨城県つくば市市之台(STA15+22)から茨城県牛久市下根町(STA65+00)まで
平成 18 年 8 月 16 日

ロ 茨城県牛久市下根町(STA65+00)から茨城県牛久市桂町(STA135+50)まで
平成 18 年 10 月 1 日

別 紙 1

ハ 茨城県稲敷郡阿見町大字小池 (阿見料金所 (仮称))

平成 18 年 4 月 1 日

ニ 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原 (阿見東料金所 (仮称))

平成 18 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 6 8 1 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 6 5 3 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県牛久市桂町から茨城県稲敷市沼田まで) に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県牛久市桂町 茨城県稲敷市沼田	から まで
-----------	----------------------	----------

(ロ) 延 長	6.0 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県牛久市桂町	から	1 0 0	6 . 0	
茨城県稲敷市沼田	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3 . 5 0 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県牛久市桂町	から	2 車線	4 車線	
茨城県稲敷市沼田	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員

— メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 竜ヶ崎阿見線バイパス	茨城県稲敷郡 阿見町大字吉原	立体接続	阿見東インターチェンジ (仮称)
県道 江戸崎新利根線バイパス	茨城県稲敷市 沼田	平面接続	江戸崎インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2,063 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手 (予定) 年月日

イ 茨城県牛久市桂町 (STA135+50) から茨城県稲敷市沼田 (STA195+38) まで
平成 20 年 10 月 1 日

ロ 茨城県稲敷市沼田 (江戸崎料金所 (仮称))
平成 20 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

別 紙 1

②工事の完成予定年月日

平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 278 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 253 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県茂原市石神まで) に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県東金市丹尾 千葉県茂原市石神	から まで
-----------	----------------------	----------

(ロ) 延 長	21.6 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	100	21.6	
千葉県茂原市石神	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	2車線	4車線	
千葉県茂原市石神	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道126号	千葉県東金市丹尾	立体接続	東金インター・ジャンクション (仮称)
市道5164号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インター・ジャンクション (仮称)
県道五井本納線	千葉県茂原市上太田	立体接続	茂原北インターチェンジ (仮称)
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

23,390 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 千葉県東金市丹尾(STA0-01)から千葉県東金市小野(STA10+20)まで
平成 21 年 10 月 1 日

ロ 千葉県東金市小野(STA10+20)から千葉県東金市小野(STA10+50)まで
平成 22 年 7 月 1 日

ハ 千葉県東金市小野(STA10+50)から千葉県大網白里町南玉(STA57+23)まで
平成 21 年 10 月 1 日

ニ 千葉県大網白里町南玉(STA57+23)から千葉県茂原市柴名(STA109+20)まで
平成 19 年 5 月 1 日

ホ 千葉県茂原市柴名(STA109+20)から千葉県茂原市真名(STA140+00)まで
平成 21 年 10 月 1 日

ヘ 千葉県茂原市真名(STA140+00)から千葉県茂原市真名(STA155+60)まで
平成 22 年 4 月 1 日

ト 千葉県茂原市真名(STA155+60)から千葉県茂原市国府関(STA156+90)まで
平成 21 年 10 月 1 日

別 紙 1

チ 千葉県茂原市国府関 (STA156+90) から千葉県茂原市国府関 (STA157+10) まで
平成 22 年 10 月 1 日

リ 千葉県茂原市国府関 (STA157+10) から千葉県茂原市石神 (STA216+20) まで
平成 21 年 10 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,443 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25,843 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)
(千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県茂原市石神	から
	千葉県木更津市下郡	まで

(ロ) 延 長	21.3 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県茂原市石神	から	100	21.3	
千葉県木更津市下郡	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県茂原市石神	から	2 車線	4 車線	
千葉県木更津市下郡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	平面接続	茂原長南インターチェンジ (仮称)
一般国道297号	千葉県市原市田尾	立体接続	市原南インターチェンジ (仮称)
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	立体接続	木更津インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

13,974 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 千葉県茂原市石神(STA216+20)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA253+00)まで
平成 20 年 10 月 1 日

ロ 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA253+00)から千葉縣市原市田尾(STA303+84)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ハ 千葉縣市原市田尾(STA303+84)から千葉縣市原市山口(STA360+80)まで
平成 21 年 4 月 1 日

ニ 千葉縣市原市山口(STA360+80)から千葉県木更津市真里谷(STA367+62)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ホ 千葉県木更津市真里谷(STA367+62)から千葉県木更津市下郡(STA429+17)まで
平成 20 年 10 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

別 紙 1

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14,807 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14,556 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

**(千葉県木更津市下郡から千葉県木更津市犬成犬成笹子両村新田まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県木更津市下郡	から
	千葉県木更津市犬成犬成笹子両村新田	まで

(ロ) 延 長	7.1 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市下郡 から 千葉県木更津市犬成犬成笹子 両村新田 まで	100	7.1	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県木更津市下郡 から 千葉県木更津市犬成犬成笹子 両村新田 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	平面接続	木更津インターチェンジ (仮称)
東関東自動車道千葉富津線	千葉県木更津市犬成犬成 笹子両村新田	平面接続 立体接続	木更津ジャンクション

(4) 工事予算

9,567 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手 (予定) 年月日

イ 千葉県木更津市下郡 (STA429+17) から千葉県木更津市下郡 (STA431+92) まで
平成 18 年 4 月 17 日

ロ 千葉県木更津市下郡 (STA431+92) から千葉県袖ヶ浦市上宮田 (STA452+00) まで
平成 18 年 7 月 1 日

ハ 千葉県袖ヶ浦市上宮田 (STA452+00) から千葉県袖ヶ浦市上宮田 (STA453+00) まで
平成 18 年 9 月 1 日

別 紙 1

- ニ 千葉県袖ヶ浦市上宮田 (STA453+00) から千葉県袖ヶ浦市下宮田 (STA467+00) まで
平成 18 年 7 月 1 日
- ホ 千葉県袖ヶ浦市下宮田 (STA467+00) から千葉県袖ヶ浦市下宮田 (STA469+00) まで
平成 18 年 9 月 1 日
- ヘ 千葉県袖ヶ浦市下宮田 (STA469+00) から千葉県木更津市伊豆島 (STA478+60) まで
平成 18 年 7 月 1 日
- ト 千葉県木更津市伊豆島 (STA478+60) から千葉県木更津市笹子 (STA482+00) まで
平成 18 年 4 月 17 日
- チ 千葉県木更津市笹子 (STA482+00) から千葉県木更津市犬成 (STA492+40) まで
平成 16 年 7 月 12 日
- リ 千葉県木更津市犬成 (STA492+40) から千葉県木更津市犬成犬成笹子両村新田 (STA500+03) まで
平成 16 年 1 月 26 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

別 紙 1

②工事の完成予定年月日

千葉県木更津市下郡から千葉県木更津市犬成犬成笹子両村新田まで

平成 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 193 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 868 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道14号(京葉道路)(市川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道市川浦安線	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	市川インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1,455 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,773 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,728 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道14号(京葉道路)(市川PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

17,640 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21,001 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,996 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道14号(京葉道路)(幕張PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県千葉市花見川区

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(4) 工事予算

7,003 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,766 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4,734 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)

**(神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道16号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横浜市金沢区並木三丁目 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から まで
-----------	-----------------------------------	----------

(ロ) 延 長	4.2 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目 から 神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 まで	80	4.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目 から 神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町 まで	6 車線	6 車線	6車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道長浜第56号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
市道長浜第99号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
県道高速湾岸線 (首都高速道路湾岸線)	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	平面接続	並木インターチェンジ
市道堀口第531号	神奈川県横浜市 金沢区能見台東	立体接続	堀口能見台インターチェンジ

(4) 工事予算

168 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 3 年 12 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

345 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 335 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道16号(京葉道路)(蘇我IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道16号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県千葉市中央区生実町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号	千葉県千葉市中央区生実町	立体接続	蘇我インターチェンジ改築

(4) 工事予算

4, 8 3 4 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 7 年 3 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 9 7 7 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 9 7 2 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道47号(仙台北部道路)(利府JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の箇所

宮城県多賀城市市川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	宮城県宮城郡 利府町加瀬	立体接続	利府ジャンクション

(4) 工事予算

1,700 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手 (予定) 年月日 平成 23 年 4 月 1 日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,220 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,129 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)

**(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道126号

(有料道路名 : 千葉東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県東金市丹尾 千葉県山武市松尾町谷津	から まで
-----------	-------------------------	----------

(ロ) 延 長	15.7 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	15.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	4 車線	4 車線	4車線化事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工 (掘割) 部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金インター・ジャンクション (仮称)
東金市道5146号線	千葉県東金市山台	立体接続	
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

17,738 百万円 (消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 537 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 550 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道127号(富津館山道路)

**(千葉県南房総市高崎から千葉県南房総市検儀谷まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道127号

(有料道路名 : 富津館山道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県南房総市高崎	から
	千葉県南房総市検儀谷	まで

(ロ) 延 長	2.2 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県 南房総市高崎	から	80	2.2	
千葉県 南房総市検儀谷	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県 南房総市高崎	から	2 車線	4 車線	付加車線事業
千葉県 南房総市検儀谷	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.50	—	—	—	
	1.50×2	3.00				
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

255 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県南房総市高崎(STA.58+25) から千葉県南房総市検儀谷(STA.80+50) まで

平成 14 年 9 月 2 日

ロ 千葉県南房総市市部(STA.68+60)

平成 18 年 7 月 31 日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

394 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 382 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道127号(富津館山道路)(富山PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道127号

(有料道路名 : 富津館山道路)

(2) 工事の箇所

千葉県南房総市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(4) 工事予算

949 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 9 月 2 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 163 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 142 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道466号(第三京浜道路)(野川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道466号

(有料道路名 : 第三京浜道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

17,277 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 62 年 12 月 26 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12,659 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12,188 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井 から

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 5 7 2 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 8 7 1 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 7 9 3 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(狹山PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

埼玉県狭山市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(4) 工事予算

3,900 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 3 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,546 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,525 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(久喜白岡JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市大字下早見

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市大字下早見	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

19,440 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 9 月 1 日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22,782 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21,666 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(江戸崎PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

茨城県稲敷市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(4) 工事予算

1, 202 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手 (予定) 年月日

イ 茨城県稲敷市月出里 (STA164+70) から茨城県稲敷市蒲ヶ山 (STA174+24) まで
平成 24 年 4 月 1 日

ロ 茨城県稲敷市沼田 (STA184+30) から茨城県稲敷市沼田 (STA195+38) まで
平成 24 年 10 月 1 日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 484 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 422 百万円) (消費税込み)

別紙 2

(協定第4条第2項関連)

(機構法第13条第1項第2号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事の内容

別紙2

工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事（機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る）で行う工事の内容は、以下のとおり。

ただし、固定資産について支出する金額で、

- ①当該資産の使用可能期間を延長させる（耐久性を増す）部分に対応する金額、
 - ②その支出の時における当該資産の価額を増加させる（価値を高める）部分に対応する金額、
- の何れかに該当するものに限る。

（ただし、災害復旧に係る部分を除く。）

工事の内容

1. 橋梁修繕
2. トンネル修繕
3. のり面修繕
4. 土工修繕
5. 舗装修繕
6. 交通安全施設修繕
7. 交通管理施設修繕
8. 渋滞対策
9. 休憩施設修繕
10. 雪氷対策施設修繕
11. 震災対策
12. 環境対策
13. トンネル防災
14. のり面防災
15. 雪害対策
16. のり面付属物設置
17. 橋梁付属物設置
18. トンネル施設修繕
19. 電気施設修繕
20. 通信施設修繕
21. 建築施設修繕
22. 機械施設修繕

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	41,349百万円
H 1 9	41,169百万円
H 2 0	30,487百万円
H 2 1	25,291百万円
H 2 2	28,251百万円
H 2 3	34,591百万円
H 2 4	37,195百万円
H 2 5	39,714百万円
H 2 6	41,813百万円
H 2 7	43,775百万円
H 2 8	45,357百万円
H 2 9	47,381百万円
H 3 0	47,880百万円
H 3 1	49,654百万円
H 3 2	50,445百万円
H 3 3	50,655百万円
H 3 4	50,928百万円
H 3 5	51,019百万円
H 3 6	51,638百万円
H 3 7	52,247百万円
H 3 8	51,436百万円
H 3 9	51,377百万円
H 4 0	51,429百万円
H 4 1	52,010百万円
H 4 2	52,720百万円
H 4 3	52,107百万円
H 4 4	52,939百万円
H 4 5	51,362百万円
H 4 6	51,271百万円
H 4 7	51,102百万円
H 4 8	51,505百万円
H 4 9	51,776百万円
H 5 0	51,092百万円
H 5 1	50,996百万円
H 5 2	51,011百万円
H 5 3	50,915百万円
H 5 4	51,213百万円
H 5 5	51,538百万円
H 5 6	50,716百万円
H 5 7	50,692百万円
H 5 8	50,674百万円
H 5 9	50,545百万円
H 6 0	50,511百万円
H 6 1	50,428百万円
H 6 2	34,322百万円

※上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4

(協定第 6 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 4 号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	3 4 , 1 9 4 百万円
---------	-----------------

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	546,042百万円	66,000百万円	393,848百万円	132,382百万円	261,466百万円
H 1 9	555,435百万円	70,850百万円	422,793百万円	142,111百万円	280,682百万円
H 2 0	567,385百万円	74,049百万円	441,881百万円	148,527百万円	293,354百万円
H 2 1	583,301百万円	76,951百万円	459,196百万円	154,347百万円	304,849百万円
H 2 2	591,140百万円	77,580百万円	462,951百万円	155,609百万円	307,342百万円
H 2 3	605,451百万円	78,744百万円	469,898百万円	157,944百万円	311,954百万円
H 2 4	614,087百万円	79,529百万円	474,584百万円	159,519百万円	315,065百万円
H 2 5	634,555百万円	82,012百万円	489,402百万円	164,500百万円	324,902百万円
H 2 6	647,537百万円	83,519百万円	498,396百万円	167,523百万円	330,873百万円
H 2 7	655,582百万円	84,338百万円	503,278百万円	169,164百万円	334,114百万円
H 2 8	653,881百万円	83,902百万円	500,680百万円	168,291百万円	332,389百万円
H 2 9	657,633百万円	84,143百万円	502,117百万円	168,774百万円	333,343百万円
H 3 0	662,939百万円	84,807百万円	506,081百万円	170,106百万円	335,975百万円
H 3 1	671,777百万円	85,778百万円	511,874百万円	172,053百万円	339,821百万円
H 3 2	677,210百万円	86,423百万円	515,724百万円	173,347百万円	342,377百万円
H 3 3	676,924百万円	86,354百万円	515,312百万円	173,209百万円	342,103百万円
H 3 4	676,181百万円	86,215百万円	514,480百万円	172,929百万円	341,551百万円
H 3 5	678,127百万円	86,470百万円	516,005百万円	173,442百万円	342,563百万円
H 3 6	675,104百万円	85,968百万円	513,009百万円	172,435百万円	340,574百万円
H 3 7	673,475百万円	85,653百万円	511,124百万円	171,801百万円	339,323百万円
H 3 8	673,979百万円	85,841百万円	512,247百万円	172,179百万円	340,068百万円
H 3 9	675,965百万円	86,123百万円	513,929百万円	172,744百万円	341,185百万円
H 4 0	673,257百万円	85,742百万円	511,659百万円	171,981百万円	339,678百万円
H 4 1	672,875百万円	85,608百万円	510,859百万円	171,712百万円	339,147百万円
H 4 2	671,244百万円	85,286百万円	508,936百万円	171,066百万円	337,870百万円
H 4 3	670,761百万円	85,303百万円	509,040百万円	171,101百万円	337,939百万円
H 4 4	664,705百万円	84,353百万円	503,367百万円	169,194百万円	334,173百万円
H 4 5	662,019百万円	84,199百万円	502,448百万円	168,885百万円	333,563百万円
H 4 6	659,349百万円	83,843百万円	500,327百万円	168,172百万円	332,155百万円
H 4 7	657,941百万円	83,666百万円	499,268百万円	167,816百万円	331,452百万円
H 4 8	653,684百万円	83,029百万円	495,466百万円	166,538百万円	328,928百万円
H 4 9	650,519百万円	82,553百万円	492,630百万円	165,585百万円	327,045百万円
H 5 0	647,202百万円	82,190百万円	490,464百万円	164,857百万円	325,607百万円
H 5 1	646,263百万円	82,073百万円	489,766百万円	164,622百万円	325,144百万円
H 5 2	640,182百万円	81,232百万円	484,746百万円	162,935百万円	321,811百万円
H 5 3	638,613百万円	81,028百万円	483,529百万円	162,526百万円	321,003百万円
H 5 4	635,861百万円	80,608百万円	481,019百万円	161,682百万円	319,337百万円
H 5 5	634,890百万円	80,428百万円	479,948百万円	161,322百万円	318,626百万円
H 5 6	629,342百万円	79,776百万円	476,056百万円	160,014百万円	316,042百万円
H 5 7	625,667百万円	79,265百万円	473,008百万円	158,989百万円	314,019百万円
H 5 8	623,904百万円	79,031百万円	471,609百万円	158,519百万円	313,090百万円
H 5 9	624,276百万円	79,099百万円	472,019百万円	158,657百万円	313,362百万円
H 6 0	619,956百万円	78,508百万円	468,490百万円	157,471百万円	311,019百万円
H 6 1	617,638百万円	78,199百万円	466,643百万円	156,850百万円	309,793百万円
H 6 2	173,547百万円	19,094百万円	113,944百万円	38,299百万円	75,645百万円

別紙 6

(協定第9条第1項関連)

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	709,612百万円
H 1 9	722,190百万円
H 2 0	733,705百万円
H 2 1	747,007百万円
H 2 2	762,311百万円
H 2 3	781,921百万円
H 2 4	794,981百万円
H 2 5	816,873百万円
H 2 6	830,172百万円
H 2 7	840,435百万円
H 2 8	840,889百万円
H 2 9	845,377百万円
H 3 0	851,633百万円
H 3 1	862,786百万円
H 3 2	869,881百万円
H 3 3	868,911百万円
H 3 4	867,753百万円
H 3 5	869,537百万円
H 3 6	866,569百万円
H 3 7	865,978百万円
H 3 8	865,386百万円
H 3 9	867,163百万円
H 4 0	864,203百万円
H 4 1	863,611百万円
H 4 2	863,020百万円
H 4 3	862,179百万円
H 4 4	856,627百万円
H 4 5	853,431百万円
H 4 6	850,235百万円
H 4 7	849,361百万円
H 4 8	843,844百万円
H 4 9	840,648百万円
H 5 0	837,452百万円
H 5 1	836,541百万円
H 5 2	831,060百万円
H 5 3	828,126百万円
H 5 4	825,191百万円
H 5 5	824,510百万円
H 5 6	819,324百万円
H 5 7	816,389百万円
H 5 8	813,455百万円
H 5 9	812,741百万円
H 6 0	807,586百万円
H 6 1	804,652百万円
H 6 2	302,032百万円

別 紙 7

(協定第 11 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(19)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関越 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関越特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「関越特別区間」とあるのは、関越自動車道新潟線の水上インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互区間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、平成18年4月1日において供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道7号(秋田自動車道(秋田外環状道路))(以下「秋田外環状道路」という。)、一般国道6号(仙台東部道路)(以下「仙

台東部道路」という。)、一般国道126号(千葉東金道路)(以下「千葉東金道路」という。)、一般国道14号及び16号(京葉道路)(以下「京葉道路」という。)、一般国道409号及び468号(東京湾横断道路・木更津東金道路)(以下「東京湾横断道路・木更津東金道路」という。)、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで(あきる野インターチェンジを含む))(以下「首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)」という。))又は宮城県道路公社の管理する道路(県道仙台南インター線(仙台南部道路))(以下「仙台南部道路」という。))が介在し、これらの道路と高速国道のみを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互区間の料金の計算額

インターチェンジ相互区間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互区間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互区間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注1) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n：大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)のキロ程(単位：キロメートル)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n：大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ニ) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下「調整額」という。)が(B)に掲げる料金の額以上となる場合には、イ)からハ)の規定にかかわらず(C)の額を適用するものとする。

B 調整額が５００円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ) からニ) に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

ヘ) 料金算出方法の特例

A ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額の特例

ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、ロ) からホ) に定める方法により、それぞれ算出するものとする。ただし、この場合、利用１回に対して課する料金の額については、(ロ) ロ) の規定にかかわらず、転回の前後についてそれぞれ７５円とする。

B 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内端野線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内端野線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からヘ) Aに定める方法により算出した額とト) Aに定める当該相互区間の料金の額との合算額とする。

C 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からヘ) Aに定める方法により算出した額とト) B (A) に定める当該相互区間の料金の額との合算額とする。

ト) 料金の額の特例

A 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内端野線の料金の額の特例

十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ) 及び (ハ) イ) からヘ) の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額 (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
十勝清水インターチェンジ から 芽室インターチェンジ まで	５００	６００	６５０	８００	１，３５０
十勝清水インターチェンジ から 帯広ジャンクションまで	５００	６００	６５０	８００	１，３５０

十勝清水インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから 池田インターチェンジまで	950	1,100	1,250	1,600	2,650
十勝清水インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
十勝清水インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
芽室インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	250	250	250	300	400
芽室インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	400	450	450	600	950
芽室インターチェンジから 池田インターチェンジまで	850	950	1,050	1,400	2,250
芽室インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
芽室インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
帯広ジャンクションから 音更帯広インターチェンジまで	250	250	250	300	400
帯広ジャンクションから 池田インターチェンジまで	700	750	850	1,100	1,700
帯広ジャンクションから 本別インターチェンジまで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
帯広ジャンクションから 足寄インターチェンジまで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
音更帯広インターチェンジから 池田インターチェンジまで	450	500	600	800	1,300
音更帯広インターチェンジから 本別インターチェンジまで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
音更帯広インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
池田インターチェンジから 本別インターチェンジまで	450	600	800	1,150	1,800
池田インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	450	600	800	1,150	1,800
本別インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	400	450	500	650	1,000

B 東北横断自動車道酒田線の料金の額の特例

(A) 笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間の料金の額については、
(ロ) 及び (ハ) イ) からへ) の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額 (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
笹谷インターチェンジから 関沢インターチェンジまで	150	200	200	300	550

(B) 湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額については、
(ロ) 及び (ハ) イ) からへ) の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額 (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから 庄内あさひインターチェンジまで	200	200	300	350	550

庄内あさひインターチェンジ から 鶴岡インターチェンジ まで	300	350	400	550	850
鶴岡インターチェンジ から 庄内空港インターチェンジ まで	200	250	300	400	650
鶴岡ジャンクションから 庄内空港インターチェンジ まで	200	200	250	350	550
庄内空港インターチェンジ から 酒田インターチェンジ まで	150	200	200	250	450
酒田インターチェンジ から 酒田みなとインターチェンジ まで	200	250	300	400	650

なお、上記区間を2区間以上連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

チ) 複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)及びへ)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に秋田外環状道路、仙台東部道路、千葉東金道路、京葉道路、東京湾横断道路・木更津東金道路、首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）又は仙台南部道路が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、ロ)からへ)に定める方法により算出した額と秋田外環状道路、仙台東部道路、千葉東金道路、京葉道路、東京湾横断道路・木更津東金道路、首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）又は仙台南部道路のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

道路名	区間	距離
秋田外環状道路	秋田北インターチェンジ から 昭和男鹿半島インターチェンジ まで	9.5キロメートル
仙台東部道路	亘理インターチェンジ から 仙台若林ジャンクションまで	15.2キロメートル
千葉東金道路	千葉東ジャンクションから 東金インターチェンジ まで	16.1キロメートル
京葉道路	宮野木ジャンクションから 千葉東ジャンクションまで	8.4キロメートル
	千葉東ジャンクションから 千葉南インターチェンジ まで	5.6キロメートル
東京湾横断道路・木更津東金道路	東金インターチェンジ から 木更津ジャンクションまで	50.0キロメートル

首都圏中央連絡自動車道 (あきる野市から久喜市まで)	あきる野インターチェンジから 鶴ヶ島ジャンクションまで	30.5キロメートル
	鶴ヶ島ジャンクションから 久喜白岡ジャンクションまで	58.3キロメートル
仙台南部道路	仙台南インターチェンジから 仙台若林ジャンクションまで	12.2キロメートル

リ) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ)、ハ) 及びヘ) に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

ヌ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めにによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めにによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。なお、当該途中流出前または再流入後に、北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内端野線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部若しくは全部又は東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジと関沢インターチェンジ相互間のみ若しくは湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100km以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間で、通行止めにによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBイ

ンターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

（注1）上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）、ハ）、ニ）、ホ）、ヘ）、ト）、チ）、リ）及びヌ）により算出した料金の額

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）、ハ）、ニ）、ホ）、ヘ）、ト）、チ）、リ）及びヌ）により算出した料金の額

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）、ハ）、ニ）、ホ）、ヘ）、ト）、チ）、リ）及びヌ）により算出した料金の額

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）、ハ）、ニ）、ホ）、ヘ）、ト）、チ）、リ）及びヌ）により算出した料金の額

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）、ハ）、ニ）、ホ）、ヘ）、ト）、チ）、リ）及びヌ）により算出した料金の額

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）、ハ）、ニ）、ホ）、ヘ）、ト）、チ）、リ）及びヌ）により算出した料金の額

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ）により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ）、ハ）、ニ）、ホ）、ヘ）、ト）、チ）、リ）及びヌ）により算出した料金の額

（注2）（B）の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定第9条に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

ロ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北海道縦貫自動車道 函館名寄線	札幌南インターチェンジから 札幌インターチェンジまで	300	400	400	550	950
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	札幌西インターチェンジから 札幌ジャンクションまで					
東北縦貫自動車道 弘前線	大泉インターチェンジから 川口インターチェンジまで	400	500	600	850	1,250
常磐自動車道	川口インターチェンジから 三郷インターチェンジまで					
東関東自動車道 水戸線	三郷インターチェンジから 三郷南インターチェンジまで					

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ②一般国道1号及び16号（横浜新道）における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	原動機付自転車
料 金	150	200	250	350	550	50

（注1）上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

（注2）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」「特大車」及び「原動機付自転車」とあるのは、それぞれ別添1－3の自動車の車種区分をいう。

- ③一般国道6号（東水戸道路）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		ひたちなか
	水戸大洗	150
水戸南	150	300

ロ 普通車

		ひたちなか
	水戸大洗	150
水戸南	200	350

ハ 中型車

		ひたちなか
	水戸大洗	200
水戸南	200	400

ニ 大型車

		ひたちなか
	水戸大洗	300
水戸南	300	600

ホ 特大車

		ひたちなか
	水戸大洗	450
水戸南	500	950

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ④仙台東部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					仙台港北	
				仙台東	1 5 0	
			仙台若林	1 0 0	2 5 0	
		名 取	1 0 0	2 0 0	3 5 0	
	仙台空港	2 0 0	2 5 0	3 5 0	5 0 0	
	岩 沼	1 0 0	2 5 0	3 5 0	4 5 0	6 0 0
亘 理	1 0 0	2 0 0	3 5 0	4 5 0	5 5 0	7 0 0

ロ 普通車

					仙台港北	
				仙台東	2 0 0	
			仙台若林	1 5 0	3 5 0	
		名 取	1 0 0	2 5 0	4 5 0	
	仙台空港	2 5 0	3 5 0	5 0 0	6 5 0	
	岩 沼	1 0 0	3 5 0	4 5 0	6 0 0	7 5 0
亘 理	1 0 0	2 0 0	4 0 0	5 0 0	6 5 0	8 5 0

ハ 中型車

					仙台港北	
				仙台東	2 5 0	
			仙台若林	1 5 0	4 0 0	
		名 取	1 0 0	2 5 0	5 0 0	
	仙台空港	2 5 0	3 5 0	5 0 0	7 5 0	
	岩 沼	1 0 0	3 5 0	4 5 0	6 0 0	8 5 0
亘 理	1 0 0	2 0 0	4 5 0	5 5 0	7 0 0	9 5 0

ニ 大型車

						仙台港北
					仙台東	300
				仙台若林	250	550
			名 取	150	400	700
		仙台空港	350	500	750	1,050
	岩 沼	150	500	650	900	1,200
亘 理	150	300	650	800	1,050	1,350

ホ 特大車

						仙台港北
					仙台東	500
				仙台若林	400	900
			名 取	300	700	1,200
		仙台空港	600	900	1,300	1,800
	岩 沼	300	900	1,200	1,600	2,100
亘 理	250	550	1,150	1,450	1,850	2,350

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑤秋田外環状道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	300	350	400	600	950

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑥一般国道7号(秋田自動車道(琴丘能代道路))における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	350	450	550	750	1,250

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑦一般国道13号(米沢南陽道路)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	250	300	350	500	850

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑧一般国道13号(湯沢横手道路)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		横 手
	十文字	1 5 0
湯 沢	2 0 0	3 5 0

ロ 普通車

		横 手
	十文字	2 0 0
湯 沢	2 5 0	4 5 0

ハ 中型車

		横 手
	十文字	2 5 0
湯 沢	3 0 0	5 5 0

ニ 大型車

		横 手
	十文字	3 0 0
湯 沢	4 5 0	7 5 0

ホ 特大車

		横 手
	十文字	5 5 0
湯 沢	7 0 0	1, 2 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑨京葉道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

区 間	普 通 車	大 型 車	特 大 車
A 区 間	1 0 0	1 5 0	3 5 0
B 区 間	1 0 0	1 5 0	3 5 0
C 区 間	1 0 0	1 5 0	3 5 0
D 区 間	1 0 0	1 5 0	3 5 0
E 区 間	1 0 0	1 5 0	3 5 0
F 区 間	1 0 0	1 5 0	3 5 0

(注1) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

(注3) A区間とは、江戸川区一之江町(起点)から船橋市海神町(京葉一期区間の終点)又は船橋市海神町(京葉二期区間の起点)までの区間をいう。

B区間とは、船橋市海神町（京葉二期区間の起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間をいう。

C区間とは、習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）までの区間をいう。

D区間とは、千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）から千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）までの区間をいう。

E区間とは、千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）から千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）までの区間をいう。

F区間とは、千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）から千葉市中央区浜の町（終点）までの区間をいう。

- ⑩一般国道16号及び468号（横浜横須賀道路）（以下「横浜横須賀道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。
- （イ）戸塚支線（横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間をいう。以下同じ。）供用の日まで
- 1）軽自動車等

													馬堀海岸
												馬堀	—
											佐原	—	—
										衣笠	100	250	250
									横須賀	200	250	400	400
								逗子	100	300	350	500	500
							朝比奈	200	300	450	550	700	700
					並木	350	550	600	800	850	1000	1000	
				堀口能見台	—	350	550	600	800	850	1000	1000	
			金沢自然公園	—	—	200	400	450	650	700	850	850	
		港南台	200	350	350	150	350	450	600	700	850	850	
	日野	100	250	400	400	200	400	500	650	750	900	900	
別所	200	250	400	550	550	400	550	650	850	900	1050	1050	
狩場	150	300	350	500	650	650	500	700	750	950	1000	1150	1150

2) 普通車

													馬堀海岸
												馬堀	—
										佐原	—	—	
									衣笠	100	300	300	
								横須賀	250	350	500	500	
							逗子	100	350	400	600	600	
						朝比奈	250	350	600	650	850	850	
					並木	400	650	750	950	1050	1200	1200	
				堀口能見台	—	400	650	750	950	1050	1200	1200	
			金沢自然公園	—	—	200	450	550	750	850	1000	1000	
		港南台	200	400	400	200	450	550	700	800	1000	1000	
	日野	100	300	500	500	300	500	600	800	900	1100	1100	
	別所	200	300	500	700	700	450	700	800	1000	1100	1300	1300
狩場	200	350	400	600	800	800	600	800	900	1100	1200	1400	1400

3) 中型車

													馬堀海岸
												馬堀	—
										佐原	—	—	
									衣笠	100	350	350	
								横須賀	300	400	600	600	
							逗子	150	400	500	700	700	
						朝比奈	300	450	700	800	1000	1000	
					並木	450	700	850	1100	1200	1400	1400	
				堀口能見台	—	450	700	850	1100	1200	1400	1400	
			金沢自然公園	—	—	250	500	650	900	1000	1200	1200	
		港南台	250	450	450	250	550	650	900	1000	1250	1250	
	日野	100	300	500	500	300	600	700	1000	1100	1300	1300	
	別所	250	350	550	750	750	550	850	950	1250	1300	1550	1550
狩場	200	400	500	700	900	900	700	1000	1100	1400	1500	1700	1700

4) 大 型 車

													馬堀海岸
												馬堀	—
										佐原	—	—	
									衣笠	200	450	450	
								横須賀	400	550	850	850	
							逗子	200	550	700	1000	1000	
						朝比奈	400	600	950	1100	1400	1400	
					並木	700	1050	1200	1600	1700	2000	2000	
				堀口能見台	—	700	1050	1200	1600	1700	2000	2000	
			金沢自然公園	—	—	400	750	900	1300	1400	1700	1700	
		港南台	400	700	700	300	700	850	1250	1350	1700	1700	
	日野	200	500	800	800	500	850	1000	1350	1500	1800	1800	
	別所	350	500	800	1100	1100	750	1150	1300	1700	1800	2100	2100
狩場	300	550	700	1050	1350	1350	1000	1350	1550	1900	2050	2350	2350

5) 特 大 車

													馬堀海岸
												馬堀	—
										佐原	—	—	
									衣笠	250	750	750	
								横須賀	650	850	1350	1350	
							逗子	300	900	1100	1650	1650	
						朝比奈	700	950	1550	1800	2300	2300	
					並木	1150	1800	2100	2700	2900	3400	3400	
				堀口能見台	—	1150	1800	2100	2700	2900	3400	3400	
			金沢自然公園	—	—	550	1200	1500	2100	2300	2800	2800	
		港南台	600	1200	1200	500	1200	1450	2050	2250	2800	2800	
	日野	200	750	1350	1350	700	1350	1650	2250	2450	2950	2950	
	別所	550	750	1300	1900	1900	1250	1900	2150	2800	3000	3500	3500
狩場	400	950	1100	1700	2300	2300	1600	2250	2550	3150	3350	3850	3850

(ロ) 戸塚支線供用の日から

1) 軽自動車等

																	馬堀海岸
																馬堀	—
														佐原	—	—	
													衣笠	100	250	250	
												横須賀	200	250	400	400	
											逗子	100	300	350	500	500	
										朝比奈	200	300	450	550	700	700	
									戸塚	400	600	650	850	900	1050	1050	
								栄	100	350	500	600	800	850	1000	1000	
							公田	150	200	200	400	450	650	700	850	850	
						並木	300	400	450	250	450	500	700	750	900	900	
					堀口能見台	—	300	400	450	250	450	500	700	750	900	900	
				金沢自然公園	—	—	150	300	350	150	350	400	600	650	800	800	
			港南台	150	250	250	200	350	400	150	350	450	600	700	850	850	
		日野	100	200	300	300	250	400	450	200	400	500	650	750	900	900	
	別所	200	250	350	450	450	400	550	600	400	550	650	850	900	1050	1050	
狩場	150	300	350	450	550	550	500	650	700	500	700	750	950	1000	1150	1150	

2) 普通車

																	馬堀海岸
																馬堀	—
														佐原	—	—	
													衣笠	100	300	300	
												横須賀	250	350	500	500	
											逗子	100	350	400	600	600	
										朝比奈	250	350	600	650	850	850	
									戸塚	450	700	800	1000	1100	1300	1300	
								栄	100	400	650	700	950	1000	1200	1200	
							公田	200	250	250	500	600	800	900	1050	1050	
						並木	350	450	550	300	550	650	850	900	1100	1100	
					堀口能見台	—	350	450	550	300	550	650	850	900	1100	1100	
				金沢自然公園	—	—	200	350	400	150	400	450	700	800	950	950	
			港南台	150	300	300	250	400	450	200	450	550	700	800	1000	1000	
		日野	100	250	400	400	350	450	550	300	500	600	800	900	1100	1100	
	別所	200	300	400	550	550	500	650	700	450	700	800	1000	1100	1300	1300	
狩場	200	350	400	550	700	700	650	800	850	600	800	900	1100	1200	1400	1400	

3) 中型車

																	馬堀海岸
																馬堀	—
														佐原	—	—	
													衣笠	100	350	350	
												横須賀	300	400	600	600	
											逗子	150	400	500	700	700	
										朝比奈	300	450	700	800	1000	1000	
									戸塚	600	850	950	1250	1350	1550	1550	
								栄	100	500	750	900	1150	1250	1450	1450	
							公田	200	300	300	600	700	950	1050	1250	1250	
						並木	400	600	650	350	600	750	1000	1100	1300	1300	
					堀口能見台	—	400	600	650	350	600	750	1000	1100	1300	1300	
				金沢自然公園	—	—	250	400	500	200	450	600	850	950	1150	1150	
			港南台	200	350	350	300	500	600	250	550	650	900	1000	1250	1250	
		日野	100	250	450	450	400	550	650	300	600	700	1000	1100	1300	1300	
	別所	250	350	500	650	650	600	800	900	550	850	950	1250	1300	1550	1550	
狩場	200	400	500	650	800	800	750	950	1050	700	1000	1100	1400	1500	1700	1700	

4) 大型車

																	馬堀海岸
																馬堀	—
														佐原	—	—	
													衣笠	200	450	450	
												横須賀	400	550	850	850	
											逗子	200	550	700	1000	1000	
										朝比奈	400	600	950	1100	1400	1400	
									戸塚	750	1150	1300	1700	1800	2100	2100	
							栄	200	600	1000	1150	1550	1700	1950	1950		
						公田	300	400	400	800	950	1300	1450	1750	1750		
					並木	550	750	900	500	850	1000	1400	1500	1800	1800		
				堀口能見台	—	550	750	900	500	850	1000	1400	1500	1800	1800		
			金沢自然公園	—	—	300	550	700	250	600	750	1150	1250	1550	1550		
		港南台	250	500	500	400	650	750	300	700	850	1250	1350	1700	1700		
	日野	200	350	600	600	550	750	900	500	850	1000	1350	1500	1800	1800		
	別所	350	500	700	900	900	850	1100	1200	750	1150	1300	1700	1800	2100	2100	
狩場	300	550	700	900	1150	1150	1100	1300	1450	1000	1350	1550	1900	2050	2350	2350	

5) 特大車

																	馬堀海岸
																馬堀	—
															佐原	—	—
													衣笠	250	750	750	
											横須賀	650	850	1350	1350		
										逗子	300	900	1100	1650	1650		
									朝比奈	700	950	1550	1800	2300	2300		
								戸塚	1250	1900	2200	2800	3000	3500	3500		
							米	250	1050	1700	2000	2600	2800	3300	3300		
						公田	450	650	650	1300	1600	2200	2400	2900	2900		
					並木	900	1300	1500	750	1400	1700	2300	2500	3000	3000		
				堀口能見台	—	900	1300	1500	750	1400	1700	2300	2500	3000	3000		
			金沢自然公園	—	—	500	950	1150	350	1000	1300	1900	2100	2600	2600		
		港南台	400	800	800	700	1100	1300	500	1200	1450	2050	2250	2800	2800		
	日野	200	550	950	950	850	1250	1500	700	1350	1650	2250	2450	2950	2950		
別所	550	750	1100	1500	1500	1400	1800	2000	1250	1900	2150	2800	3000	3500	3500		
狩場	400	950	1100	1500	1850	1850	1800	2200	2400	1600	2250	2550	3150	3350	3850	3850	

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑪一般国道４５号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			利府中
		利府塩釜	5 0
	利府ジャンクション	5 0	1 0 0
仙台港北	1 0 0	1 5 0	2 0 0

口 普通車

			利府中
		利府塩釜	5 0
	利府ジャンクション	5 0	1 0 0
仙台港北	1 5 0	2 0 0	2 5 0

ハ 中型車

		利府中
	利府塩釜	100
利府ジャンクション	50	150

仙台港北	1 5 0	2 0 0	3 0 0
------	-------	-------	-------

ニ 大型車

			利府中
		利府塩釜	1 0 0
	利府ジャンクション	1 0 0	2 0 0
仙台港北	2 0 0	3 0 0	4 0 0

ホ 特大車

			利府中
		利府塩釜	2 0 0
	利府ジャンクション	1 5 0	3 5 0
仙台港北	3 5 0	5 0 0	7 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑫一般国道４５号（百石道路）における１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 5 0	4 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑬一般国道４７号（仙台北部道路）における１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	1 5 0	2 0 0	2 5 0	3 5 0	5 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑭千葉東金道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 普通車

							松尾横芝
						山武成東	3 0 0
					東 金	3 0 0	6 0 0
				山 田	—	—	—
			中 野	1 0 0	1 0 0	4 0 0	7 0 0
		高 田	1 0 0	2 0 0	2 0 0	5 0 0	8 0 0
	大 宮	1 0 0	2 0 0	3 0 0	3 0 0	6 0 0	9 0 0
千葉東	1 0 0	2 0 0	3 0 0	4 0 0	4 0 0	7 0 0	1, 0 0 0

ロ 大型車

							松尾横芝
						山武成東	4 5 0
					東 金	4 5 0	9 0 0
				山 田	—	—	—
			中 野	1 5 0	1 5 0	6 0 0	1, 0 5 0
		高 田	1 5 0	3 0 0	3 0 0	7 5 0	1, 2 0 0
	大 宮	1 5 0	3 0 0	4 5 0	4 5 0	9 0 0	1, 3 5 0
千葉東	1 5 0	3 0 0	4 5 0	6 0 0	6 0 0	1, 0 5 0	1, 5 0 0

ハ 特大車

							松尾横芝
						山武成東	1, 0 5 0
					東 金	1, 0 5 0	2, 1 0 0
				山 田	—	—	—
			中 野	3 5 0	3 5 0	1, 4 0 0	2, 4 5 0
		高 田	3 5 0	7 0 0	7 0 0	1, 7 5 0	2, 8 0 0
	大 宮	3 5 0	7 0 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0	2, 1 0 0	3, 1 5 0
千葉東	3 5 0	7 0 0	1, 0 5 0	1, 4 0 0	1, 4 0 0	2, 4 5 0	3, 5 0 0

(注1) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添2の自動車の車種区分をいう。

⑮一般国道127号（富津館山道路）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				富津竹岡
			富津金谷	1 0 0
		鋸南保田	1 0 0	2 0 0
	鋸南富山	1 0 0	2 0 0	3 0 0
富 浦	2 0 0	3 0 0	4 0 0	5 0 0

ロ 普通車

				富津竹岡
			富津金谷	1 5 0
		鋸南保田	1 5 0	2 5 0
	鋸南富山	1 0 0	2 5 0	3 5 0
富 浦	3 0 0	4 0 0	5 0 0	6 5 0

ハ 中型車

				富津竹岡
			富津金谷	200
		鋸南保田	150	300
	鋸南富山	150	300	450
富 浦	350	500	600	800

ニ 大型車

				富津竹岡
			富津金谷	250
		鋸南保田	200	450
	鋸南富山	200	400	600
富 浦	450	650	850	1,050

ホ 特大車

				富津竹岡
			富津金谷	400
		鋸南保田	350	750
	鋸南富山	300	650	1,000
富 浦	800	1,050	1,400	1,800

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑯一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	100	150	200	250	400

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑰一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	100	150	200	250	400

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑱東京湾横断・木更津東金道路

- イ) 浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	2, 4 0 0	3, 0 0 0	3, 6 0 0	4, 9 5 0	8, 2 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

ロ) 木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		木更津ジャンクション
	袖ヶ浦	1 0 0
木更津金田	1 5 0	2 5 0

ロ 普通車

		木更津ジャンクション
	袖ヶ浦	1 5 0
木更津金田	1 5 0	3 0 0

ハ 中型車

		木更津ジャンクション
	袖ヶ浦	1 5 0
木更津金田	2 0 0	3 5 0

ニ 大型車

		木更津ジャンクション
	袖ヶ浦	2 5 0
木更津金田	2 5 0	5 0 0

ホ 特大車

		木更津ジャンクション
	袖ヶ浦	4 0 0
木更津金田	4 5 0	8 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

ハ) 木更津インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		東 金
	茂 原 北	3 5 0
茂原長南	3 0 0	6 5 0

		市 原 南	2 5 0	5 5 0	9 0 0
	木 更 津	3 5 0	6 0 0	9 0 0	1, 2 5 0
木更津ジャンクション	2 0 0	5 5 0	8 0 0	1, 1 0 0	1, 3 5 0

ロ 普通車

					東 金
				茂 原 北	4 0 0
			茂原長南	4 0 0	8 0 0
		市 原 南	3 0 0	7 0 0	1, 1 0 0
	木 更 津	4 5 0	7 5 0	1, 1 5 0	1, 5 5 0
木更津ジャンクション	2 5 0	7 0 0	1, 0 0 0	1, 4 0 0	1, 5 5 0

ハ 中型車

					東 金
				茂 原 北	5 0 0
			茂原長南	4 5 0	9 5 0
		市 原 南	4 0 0	8 5 0	1, 3 0 0
	木 更 津	5 5 0	9 5 0	1, 4 0 0	1, 7 0 0
木更津ジャンクション	3 0 0	8 5 0	1, 2 5 0	1, 7 0 0	1, 7 0 0

ニ 大型車

					東 金
				茂 原 北	6 5 0
			茂原長南	6 5 0	1, 3 0 0
		市 原 南	5 0 0	1, 1 5 0	1, 8 0 0
	木 更 津	7 5 0	1, 2 5 0	1, 9 0 0	2, 3 5 0
木更津ジャンクション	4 0 0	1, 1 5 0	1, 6 5 0	2, 3 0 0	2, 3 5 0

ホ 特大車

					東 金
				茂 原 北	1, 1 0 0
			茂原長南	1, 0 5 0	2, 1 5 0
		市 原 南	9 0 0	1, 9 5 0	3, 0 0 0
	木 更 津	1, 2 5 0	2, 1 0 0	3, 1 5 0	4, 2 5 0
木更津ジャンクション	7 0 0	1, 9 5 0	2, 8 0 0	3, 8 5 0	4, 3 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑱一般国道４６６号（第三京浜道路）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金

の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					玉 川
				京浜川崎	5 0
			野 川	—	—
		都 筑	5 0	5 0	1 0 0
	港 北	5 0	1 0 0	1 0 0	1 5 0
保土ヶ谷	5 0	1 0 0	1 5 0	1 5 0	2 0 0

ロ 普通車

					玉 川
				京浜川崎	5 0
			野 川	—	—
		都 筑	5 0	1 0 0	1 5 0
	港 北	5 0	1 0 0	1 5 0	2 0 0
保土ヶ谷	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 0 0	2 5 0

ハ 中型車

					玉 川
				京浜川崎	5 0
			野 川	—	—
		都 筑	1 0 0	1 0 0	1 5 0
	港 北	1 0 0	1 5 0	1 5 0	2 0 0
保土ヶ谷	1 0 0	1 5 0	2 5 0	2 5 0	3 0 0

ニ 大型車

					玉 川
				京浜川崎	1 0 0
			野 川	—	—
		都 筑	1 0 0	1 5 0	2 0 0
	港 北	1 0 0	2 0 0	2 5 0	3 0 0
保土ヶ谷	1 5 0	2 0 0	3 0 0	3 5 0	4 0 0

ホ 特大車

				玉 川
			京浜川崎	1 0 0
		野 川	—	—
	都 筑	1 5 0	2 5 0	3 5 0

	港 北	1 5 0	3 0 0	4 0 0	5 0 0
保土ヶ谷	2 5 0	3 5 0	5 0 0	6 0 0	7 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

②①一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）（つくば市から稲敷市まで）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					つくば
				つくばジャンクション	1 0 0
			つくば牛久	5 0	2 0 0
		阿見	2 0 0	2 0 0	3 5 0
	阿見東	2 0 0	3 5 0	4 0 0	5 0 0
江戸崎	2 0 0	3 5 0	5 0 0	5 5 0	7 0 0

ロ 普通車

					つくば
				つくばジャンクション	1 5 0
			つくば牛久	5 0	2 0 0
		阿見	2 5 0	2 5 0	4 0 0
	阿見東	2 5 0	4 5 0	5 0 0	6 5 0
江戸崎	2 5 0	4 5 0	6 5 0	7 0 0	8 5 0

ハ 中型車

					つくば
				つくばジャンクション	2 0 0
			つくば牛久	1 0 0	2 5 0
		阿見	2 5 0	3 5 0	5 0 0
	阿見東	2 5 0	5 0 0	6 0 0	7 5 0
江戸崎	2 5 0	5 0 0	7 5 0	8 5 0	1 0 0 0

ニ 大型車

					つくば
				つくばジャンクション	2 5 0
			つくば牛久	1 0 0	3 5 0
		阿見	3 5 0	4 5 0	7 0 0
	阿見東	3 5 0	7 0 0	8 0 0	1 0 5 0
江戸崎	3 5 0	7 0 0	1 0 5 0	1 1 5 0	1 4 0 0

ホ 特大車

					つくば
				つくばジャンクション	400
			つくば牛久	150	600
		阿見	600	750	1150
	阿見東	600	1200	1350	1750
江戸崎	600	1200	1750	1900	2350

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑪首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

																	久喜白岡 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
																	菖蒲白岡 150
																	桶川 200 350
																	桶川 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ 150 350 500
																	川島 200 350 550 650
																	坂戸 100 300 450 650 750
																	鶴ヶ島 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ 200 250 450 600 800 900
																	圏央 鶴ヶ島 100 300 350 550 700 900 1,000
																	狭山日高 200 300 500 550 750 900 1,100 1,200
																	入間 200 400 500 700 750 950 1,100 1,300 1,400
																	青梅 150 350 550 650 850 900 1,100 1,250 1,450 1,550
																	日の出 300 450 650 850 950 1,150 1,200 1,400 1,500 1,650 1,750
																	あきる野 100 350 500 700 900 1,000 1,200 1,250 1,450 1,550 1,700 1,800
																	八王子西 - - - - - - - - - - -
																	八王子 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ 150 350 400 700 850 1,050 1,250 1,350 1,500 1,550 1,700 1,800 1,950 2,050
																	八王子南 100 200 400 450 750 900 1,100 1,300 1,400 1,550 1,600 1,750 1,850 2,000 2,100
																	城山 200 250 400 600 650 950 1,100 1,300 1,500 1,550 1,650 1,750 1,850 2,000 2,150 2,200
																	相模原 300 500 550 700 900 950 1,250 1,400 1,550 1,700 1,750 1,900 1,950 2,100 2,200 2,350 2,400
																	圏央厚木 200 500 700 750 900 1,050 1,150 1,400 1,500 1,650 1,850 1,900 2,000 2,100 2,200 2,350 2,400 2,400
																	海老名北 150 350 650 850 900 1,050 1,200 1,300 1,500 1,650 1,800 1,950 2,000 2,150 2,200 2,350 2,400 2,400 2,400

口 普通車

																			久喜白岡 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
																		菖蒲白岡	150
																	桶川	250	400
																桶川 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	200	450	600
															川島	250	450	700	850
														坂戸	100	350	550	800	950
													鶴ヶ島 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	250	350	550	750	1,000	1,150
												圏央 鶴ヶ島	100	350	450	700	900	1,150	1,300
											狭山日高	250	350	600	700	950	1,150	1,400	1,550
										入間	250	500	600	850	950	1,200	1,400	1,650	1,750
									青梅	200	450	700	800	1,050	1,150	1,400	1,600	1,800	1,900
								日の出	350	550	800	1,050	1,150	1,400	1,500	1,750	1,900	2,050	2,200
							あきる野	100	450	650	900	1,150	1,250	1,500	1,600	1,800	1,950	2,150	2,250
						八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					八王子 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	200	400	500	850	1,050	1,300	1,550	1,650	1,850	1,900	2,100	2,250	2,450	2,550
				八王子南	100	250	500	600	950	1,150	1,400	1,650	1,750	1,900	2,000	2,150	2,300	2,500	2,600
			城山	250	350	500	750	850	1,200	1,400	1,650	1,850	1,950	2,100	2,150	2,350	2,500	2,700	2,700
		相模原	400	650	700	900	1,100	1,200	1,550	1,750	1,900	2,150	2,200	2,350	2,450	2,600	2,700	2,700	2,700
	圏央厚木	250	600	850	950	1,100	1,350	1,400	1,750	1,900	2,100	2,300	2,350	2,550	2,600	2,700	2,700	2,700	2,700
海老名北	200	450	800	1,050	1,150	1,300	1,550	1,600	1,900	2,050	2,250	2,450	2,500	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700

ハ 中型車

																久喜白岡 ジャンクション	
																菖蒲白岡	200
																桶川	300 450
																桶川ジャン クション	250 550 700
																川島	300 550 850 1,000
																坂戸	150 450 650 950 1,100
																鶴ヶ島ジ ャンクション	250 400 700 900 1,200 1,350
																圏央鶴ヶ 島	100 400 500 800 1,050 1,350 1,500
																狭山日高	350 450 750 850 1,150 1,400 1,650 1,850
																入間	300 650 750 1,000 1,150 1,450 1,650 1,950 2,100
																青梅	250 500 850 950 1,250 1,350 1,650 1,900 2,150 2,300
																日の出	500 700 1,000 1,350 1,450 1,700 1,800 2,100 2,250 2,500 2,600
																あきる野	100 600 800 1,100 1,450 1,550 1,800 1,900 2,150 2,350 2,550 2,700
																八王子西	- - - - - - - - - - - -
																八王子ジ ャンクション	200 500 600 1,050 1,250 1,550 1,900 2,000 2,200 2,300 2,500 2,700 2,850 2,850
																八王子南	100 350 600 700 1,150 1,350 1,650 2,000 2,100 2,300 2,400 2,600 2,750 2,950 2,950
																城山	300 400 650 900 1,000 1,450 1,650 1,950 2,250 2,300 2,500 2,600 2,800 3,000 3,050 3,050
																相模原	450 750 850 1,100 1,350 1,450 1,850 2,100 2,300 2,550 2,650 2,850 2,950 3,050 3,050 3,050
																圏央厚木	250 700 1,000 1,100 1,350 1,600 1,700 2,100 2,300 2,500 2,750 2,850 3,050 3,050 3,050 3,050
																海老名北	250 500 950 1,250 1,350 1,600 1,850 1,950 2,300 2,450 2,700 2,950 3,000 3,050 3,050 3,050

二 大型車

																	久喜白岡 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
																	菖蒲白岡 250
																	桶川 450 650
																	桶川 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ 350 750 1,000
																	川島 400 700 1,150 1,350
																	坂戸 200 550 900 1,300 1,550
																	鶴ヶ島 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ 400 550 950 1,250 1,700 1,900
																	圏央 鶴ヶ島 150 550 750 1,100 1,450 1,850 2,050
																	狭山日高 450 600 1,000 1,200 1,550 1,900 2,300 2,500
																	入間 400 850 1,000 1,400 1,600 1,950 2,300 2,700 2,900
																	青梅 300 700 1,150 1,300 1,700 1,900 2,250 2,600 3,000 3,150
																	日の出 650 950 1,350 1,800 1,950 2,350 2,500 2,850 3,100 3,400 3,600
																	あきる野 150 800 1,100 1,500 1,950 2,100 2,450 2,650 2,950 3,200 3,500 3,700
																	八王子西 - - - - - - - - - - -
																	八王子 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ 300 650 800 1,450 1,750 2,150 2,600 2,750 3,050 3,150 3,450 3,700 4,000 4,200
																	八王子南 150 450 800 950 1,600 1,900 2,300 2,750 2,900 3,150 3,250 3,550 3,800 4,100 4,300
																	城山 400 550 850 1,200 1,350 2,000 2,300 2,700 3,050 3,200 3,450 3,550 3,850 4,100 4,400 4,600
																	相模原 650 1,050 1,150 1,450 1,850 1,950 2,550 2,850 3,200 3,500 3,650 3,900 4,050 4,300 4,550 4,600 4,600
																	圏央厚木 400 1000 1,400 1,500 1,850 2,200 2,350 2,900 3,150 3,450 3,800 3,900 4,150 4,300 4,600 4,600 4,600 4,600
																	海老名北 350 700 1,300 1,700 1,850 2,150 2,500 2,650 3,150 3,400 3,700 4,050 4,150 4,400 4,550 4,600 4,600 4,600 4,600

ホ 特大車

[illegible]

(注1) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上記のうち、海老名北インターチェンジ～あきる野インターチェンジまでの区間については、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

(注3) 上記のうち中日本高速道路株式会社の事業に係るインターチェンジと各インターチェンジの料金の額については供用開始の日からとする。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「E T Cシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「E T Cクレジットカード」は東日本高速道路株式会社との契約に基づきE T Cカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（平成17年10月1日。以下「利用規程」という。）第2条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカードを、「E T Cパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(20)から(42)までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

東日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び (ロ) に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「E T Cコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第2条第1号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

イ) 高速国道

利用者の自動車1台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%
1万円を超え、3万円までの部分	15%
3万円を超える部分	20%

ロ) 京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

利用者の自動車1台毎の月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%
1万円を超え、3万円までの部分	15%
3万円を超える部分	20%

(ロ) 契約単位割引

イ) 高速国道

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10%の割引を行う。

ロ) 京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5%の割引を行う。

③ ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

④ 回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（22）、（31）及び（33）に定める路線を通行する全自動車

ロ 割引率

割引率は20パーセント以下とする。

ハ 適用する期間

平成18年4月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑤ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に高速国道、横浜横須賀道路又は首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所（別添5に定める道路の料金所を含む。以下同じ。）を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、横浜横須賀道路の通行料金又は首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

ハ その他

(イ) 横浜横須賀道路及び首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)については、東日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。なお、当該割引の適用は、社会経済状況等を勘案し、必要な調整等を行った上で行うものとする。

(ロ) 横浜横須賀道路については、(イ)に定める日から平成23年3月31日まで割引を適用する。なお、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。

⑥通勤割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間

(1) ①イ(イ)に定める対距離制を適用する区間のうち、100キロメートル以内の区間(距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。)の通行(別添2に定める区間のみの通行を除く)を行い、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。))。

この場合、上記の自動車が通勤割引(2会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。ただし、下記の場合はこの限りでない。

①連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に(1)①ロに定める均一制を適用する区間を含む場合。

②東北横断自動車道酒田線の月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを連続して通行する場合。

(ロ) 均一制を適用する区間

(1) ①ロに定める均一制を適用する区間(北海道縦貫自動車道函館名寄線又は北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。)を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。))。

この場合、上記の自動車が通勤割引(2会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)①イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金又は(1)①ロに定める均一制を適用する区間(北海道縦貫自動車道函館名寄線又は北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。)の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、別添2に定める区間を含む通行については、下記の計算式により算出された額に1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)を乗じた額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$(LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2$$

(注) 上記式においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1: 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1: 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

⑦早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

(1)①イ(イ)に定める対距離制を適用する区間のうち、別添2に定める区間、横浜横須賀道路若しくは首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間(距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。)を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。))。

(ロ) 均一制を適用する区間

(1)①ロに定める均一制を適用する区間(東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道又は東関東自動車道水戸線に限る。)を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。))。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)①イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、横浜横須賀道路の通行料金、首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)の通行料金又は(1)

①ロに定める均一制を適用する区間（東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道若しくは東関東自動車道水戸線に限る。）の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

ハ その他

（イ）横浜横須賀道路及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）については、東日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。なお、当該割引の適用は、社会経済状況等を勘案し、必要な調整等を行った上で行うものとする。

（ロ）横浜横須賀道路については、（イ）に定める日から平成23年3月31日まで割引を適用する。なお、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。

⑧企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

⑨東京湾アクアライン特別割引

イ 割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率

割引率は、23パーセント以下とする。

⑩障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

- （イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
- （ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑪乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑫乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により一般有料道路を通行する別添1－1、別添1－2及び別添1－3に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法の定めに基づき乗合旅客の運送を行うもの。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成18年4月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑬割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC前納割引又は東京湾アクアライン特別割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ロ 一の通行が深夜割引、通勤割引又は早朝夜間割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ マイレージ割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、東京湾アクアライン特別割引及び乗合型自動車（定期路線）割引相互間の重複適用関係は別添6のとおりとする。

（3）高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（4）東日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

（1）①イ（イ）に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道（均一制を適用する区間を除く）を連続して通行する場合の料金の額は、（1）①イ（ハ）イ）Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また（1）⑩について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速

道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

（5）その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月15日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車、軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車、軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営む者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営む者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車、普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあっては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が3のもの
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもので、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第 3 条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が 1 のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2 車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下で車両総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 2 9 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下及び車両総重量 2 5 トン以下で 4 車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上のもので車軸数が 3 以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和 3 6 年建設省令第 2 8 号）第 1 条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで（第 2 号イを除く。）に定める限度以下で車軸数が 4 のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3 車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者である者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 2 9 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2 車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大大車	ワ 普通貨物自動車（4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
原動機付自転車		法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車

大都市近郊区間

路 線 名	区 間
東北縦貫自動車道 弘前線	川口インターチェンジから 加須インターチェンジまで
関越自動車道 新潟線	練馬インターチェンジから 東松山インターチェンジまで
常磐自動車道	三郷インターチェンジから 谷田部インターチェンジまで
東関東自動車道 水戸線	三郷南インターチェンジから 成田インターチェンジまで
成田国際空港線	成田インターチェンジから 新空港インターチェンジまで

別添 3 インターチェンジ相互区間のキロ程 (単位: km)

北海道縦貫自動車道函館名寄線（大沼・札幌南間、札幌・士別釧路間）

[illegible][illegible]北海道横断自動車道黒松内釧路線（余市・札幌西間、千歳恵庭[♪]ジャンクション・本別間）

					手稻	札幌西
				銭函		3.5
			朝里		—	9.6
		小樽		11.7	—	21.3
	小樽西		3.0	14.7	—	24.3
余市		18.9	15.9	24.4	—	34.0
	9.1	28.0	25.0	33.5	—	43.1

[illegible]

北海道横断自動車道黒松内端野線（本別ジャンクション・足寄間）

	足寄
本別	14.8
池田	30.4

東北縦貫自動車道弘前線（川口ジャンクション・青森間）

[illegible]

																				安代																																																					
																		松尾		八幡平		22.9																																																			
																		西根		滝沢		9.5		32.4																																																	
																		盛岡		10.1		19.6		42.5																																																	
																		盛岡南		10.0		20.1		29.6		52.5																																															
																		紫波		7.0		17.0		27.1		36.6		59.5																																													
																		花巻		11.0		18.0		28.0		38.1		47.6		70.5																																											
																		花巻南		12.8		23.8		30.8		40.8		50.9		60.4		83.3																																									
																		北上		6.8		19.6		30.6		37.6		47.6		57.7		67.2		90.0																																							
																		北上		8.7		15.4		25.2		32.0		44.8		55.8		62.8		72.8		82.9		92.4		115.3																																	
																		平泉		11.5		17.5		26.2		32.9		42.7		49.5		62.3		73.3		80.3		90.3		100.4		109.9		132.8																													
																		一関		17.3		28.8		46.3		55.0		61.7		71.5		78.3		91.1		102.1		109.1		119.1		129.2		138.7		161.6																											
																		築館		16.1		27.9		45.2		56.7		74.2		82.9		89.6		99.4		106.2		119.0		130.0		137.0		147.0		166.6		189.5																									
																		若柳		11.8		29.1		40.6		58.1		66.8		73.5		83.3		90.1		102.9		113.9		120.9		130.9		141.0		150.5		173.4																									
																		金成		3.2		11.0		25.8		41.9		53.7		71.0		82.5		100.0		108.7		115.4		125.2		132.0		144.8		155.8		162.8		172.8		182.9		192.4		215.3																	
																		富谷		7.8		25.8		41.9		53.7		71.0		82.5		100.0		108.7		115.4		125.2		132.0		144.8		155.8		162.8		172.8		182.9		192.4		215.3																			
																		仙台		3.2		11.0		29.0		45.1		56.9		74.2		85.7		103.2		111.9		118.6		128.4		135.2		148.0		159.0		166.0		176.0		186.1		195.6		218.5																	
																		宮城		13.7		16.9		24.7		42.7		58.8		70.6		87.9		99.4		116.9		125.6		132.3		142.1		148.9		161.7		172.7		179.7		189.7		199.8		209.3		232.2															
																		仙台南		5.6		19.3		22.5		30.3		48.3		64.4		76.2		93.5		105.0		122.5		131.2		137.9		147.7		154.5		167.3		178.3		185.3		195.3		205.4		214.9		237.8													
																		村田		12.3		17.9		31.6		34.8		42.6		60.6		76.7		88.5		105.8		117.3		134.8		143.5		150.2		160.0		166.8		179.6		190.6		207.6		217.7		227.2		250.1													
																		白石		2.7		15.0		20.6		34.3		37.5		45.3		63.3		79.4		91.2		108.5		120.0		137.5		146.2		152.9		162.7		169.5		182.3		193.3		200.3		210.3		220.4		229.9		252.8									
																		福島		11.1		23.5		35.8		50.8		56.4		70.1		73.3		81.1		99.1		115.2		127.0		144.3		155.8		173.3		182.0		188.7		198.5		205.3		218.1		229.1		236.1		246.1		256.2		265.7		288.6					
																		飯坂		3.7		14.8		38.3		50.6		53.3		65.6		71.2		84.9		88.1		95.9		113.9		130.0		141.8		159.1		170.6		188.1		196.8		203.5		213.3		220.1		232.9		243.9		250.9		260.9		271.0		280.5		303.4	
福島ジ' ェンクジョ' ン																		3.7	14.8	38.3	50.6	53.3	65.6	71.2	84.9	88.1	95.9	113.9	130.0	141.8	159.1	170.6	188.1	196.8	203.5	213.3	220.1	232.9	243.9	250.9	260.9	271.0	280.5	303.4																													
福島西																		10.0	21.1	44.6	56.9	59.6	71.9	77.5	91.2	94.4	102.2	120.2	136.3	148.1	165.4	176.9	194.4	203.1	209.8	219.6	226.4	239.2	250.2	257.2	267.2	277.3	286.8	309.7																													
二本松																		28.9	40.0	63.5	75.8	78.5	90.8	96.4	110.1	113.3	121.1	139.1	155.2	167.0	184.3	195.8	213.3	222.0	228.7	238.5	245.3	258.1	269.1	276.1	286.1	296.2	305.7	328.6																													
本宮																		41.8	52.9	76.4	88.7	91.4	103.7	109.3	123.0	126.2	134.0	152.0	168.1	179.9	197.2	208.7	226.2	234.9	241.6	251.4	258.2	271.0	282.0	289.0	299.0	309.1	318.6	341.5																													
郡山ジ' ェンクジョ' ン																		44.7	55.8	79.3	91.6	94.3	106.6	112.2	125.9	129.1	136.9	154.9	171.0	182.8	200.1	211.6	229.1	237.8	244.5	254.3	261.1	273.9	284.9	291.9	301.9	312.0	321.5	344.4																													
郡山																		48.5	59.6	83.1	95.4	98.1	110.4	116.0	129.7	132.9	140.7	158.7	174.8	186.6	203.9	215.4	232.9	241.6	248.3	258.1	264.9	277.7	288.7	295.7	305.7	315.8	325.3	348.2																													
郡山南																		57.2	68.3	91.8	104.1	106.8	119.1	124.7	138.4	141.6	149.4	167.4	183.5	195.3	212.6	224.1	241.6	250.3	257.0	266.8	273.6	286.4	297.4	304.4	314.4	324.5	334.0	356.9																													
須賀川																		66.7	77.8	101.3	113.6	116.3	128.6	134.2	147.9	151.1	158.9	176.9	193.0	204.8	222.1	233.6	251.1	259.8	266.5	276.3	283.1	295.9	306.9	313.9	323.9	334.0	343.5	366.4																													
矢吹																		78.6	89.7	113.2	125.5	128.2	140.5	146.1	159.8	163.0	170.8	188.8	204.9	216.7	234.0	245.5	263.0	271.7	278.4	288.2	295.0	307.8	318.8	325.8	335.8	345.9	355.4	378.3																													
白河																		95.2	106.3	129.8	142.1	144.8	157.1	162.7	176.4	179.6	187.4	205.4	221.5	233.3	250.6	262.1	279.6	288.3	295.0	304.8	311.6	324.4	335.4	342.4	352.4	362.5	372.0	394.9																													
那須																		112.4	123.5	147.0	159.3	162.0	174.3	179.9	193.6	196.8	204.6	222.6	238.7	250.5	267.8	279.3	296.8	305.5	312.2	322.0	328.8	341.6	352.6	359.6	369.6	379.7	389.2	412.1																													
黒磯																		119.5	130.6	154.1	166.4	169.1	181.4	187.0	200.7	203.9	211.7	229.7	245.8	257.6	274.9	286.4	303.9	312.6	319.3	329.1	335.9	348.7	359.7	366.7	376.7	386.8	396.3	419.2																													
西部郡野地区																		125.8	136.9	160.4	172.7	175.4	187.7	193.3	207.0	210.2	218.0	236.0	252.1	263.9	281.2	292.7	310.2	318.9	325.6	335.4	342.2	355.0	366.0	373.0	383.0	393.1	402.6	425.5																													
矢板																		144.7	155.8	179.3	191.6	194.3	206.6	212.2	225.9	229.1	236.9	254.9	271.0	282.8	300.1	311.6	329.1	337.8	344.5	354.3	361.1	373.9	384.9	391.9	401.9	412.0	421.5	444.4																													
宇都宮																		161.9	173.0	196.5	208.8	211.5	223.8	229.4	243.1	246.3	254.1	272.1	288.2	300.0	317.3	328.8	346.3	355.0	361.7	371.5	378.3	391.1	402.1	409.1	419.1	429.2	438.7	461.6																													
鹿沼																		173.4	184.5	208.0	220.3	223.0	235.3	240.9	254.6	257.8	265.6	283.6	299.7	311.5	328.8	340.3	357.8	366.5	373.2	383.0	389.8	402.6	413.6	420.6	430.6	440.7	450.2	473.1																													
栃木県南(セ' ヲウ)																		189.5	200.6	224.1	236.4	239.1	251.4	257.0	270.7	273.9	281.7	299.7	315.8	327.6	344.9	356.4	373.9	382.6	389.3	399.1	405.9	418.7	429.7	436.7	446.7	456.8	466.3	489.2																													
栃木																		192.2	203.3	226.8	239.1	241.8	254.1	259.7	273.4	276.6	284.4	302.4	318.5	330.3	347.6	359.1	376.6	385.3	392.0	401.8	408.6	421.4	432.4	439.4	449.4	459.5	469.0	491.9																													
群馬ジ' ェンクジョ' ン																		203.1	214.2	237.7	250.0	252.7	265.0	270.6	284.3	287.5	295.3	313.3	329.4	341.2	358.5	370.0	387.5	396.2	402.9	412.7	419.5	432.3	443.3	450.3	460.3	470.4	479.9	502.8																													
佐野藤岡																		209.9	221.0	244.5	256.8	259.5	271.8	277.4	291.1	294.3	302.1	320.1	336.2	348.0	365.3	376.8	394.3	403.0	409.7	419.5	426.3	439.1	450.1	457.1	467.1	477.2	486.7	509.6																													
館林																		218.9	230.0	253.5	265.8	268.5	280.8	286.4	300.1	303.3	311.1	329.1	345.2	357.0	374.3	385.8	403.3	412.0	418.7	428.5	435.3	448.1	459.1	466.1	476.1	486.2	495.7	518.6																													
羽生																		225.5	236.6	260.1	272.4	275.1	287.4	293.0	306.7	309.9	317.7	335.7	351.8	363.6	380.9	392.4	409.9	418.6	425.3	435.1	441.9	454.7	465.7	472.7	482.7	492.8	502.3	525.2																													
加須																		231.5	242.6	266.1	278.4	281.1	293.4	299.0	312.7	315.9	323.7	341.7	357.8	369.6	386.9	398.4	415.9	424.6	431.3	441.1	447.9	460.7	471.7	478.7	488.7	498.8	508.3	531.2																													
久喜																		239.4	250.5	274.0	286.3	289.0	301.3	306.9	320.6	323.8	331.6	349.6	365.7	377.5	394.8	406.3	423.8	432.5	439.2	449.0	455.8	468.6	479.6	486.6	496.6	506.7	516.2	539.1																													
久喜(旧)セ' ヲウ																		240.8	251.9	275.4	287.7	290.4	302.7	308.3	322.0	325.2	333.0	351.0	367.1	378.9	396.2	407.7	425.2	433.9	440.6	450.4	457.2	470.0	481.0	488.0	498.0	508.1	517.6	540.5																													
岩槻																		254.4	265.5	289.0	301.3	304.0	316.3	321.9	335.6	338.8	346.6	364.6	380.7	392.5	409.8	421.3	438.8	447.5	454.2	464.0	470.8	483.6	494.6	501.6	511.6	521.7	531.2	554.1																													
浦和																		260.1	271.2	294.7	307.0	309.7	322.0	327.6	341.3	344.5	352.3	370.3	386.4	398.2	415.5	427.0	444.5	453.2	459.9	469.7	476.5	489.3	500.3	507.3	517.3	527.4	536.9	559.8																													
川口ジ' ェンクジョ' ン																		264.9	276.0	299.5	311.8	314.5	326.8	332.4	346.1	349.3	357.1	375.1	391.2	403.0	420.3	431.8	449.3	458.0	464.7	474.5	481.3	494.1	505.1	512.1	522.1	532.2	541.7	564.6																													

[illegible]

東北縦貫自動車道八戸線（安代[※]ジャンクション・八戸北間、青森東・青森[※]ジャンクション間）

									八戸北
								八戸	—
					南郷	八戸			13.1
				軽米		ジェンクシヨウ	—		19.7
					9.6	6.6	10.3		19.7
						16.2	19.9		29.3
		一戸		10.0	19.6	26.2	29.9		39.3
	浄法寺		九戸	11.4	21.4	31.0	37.6	41.3	50.7
		11.9	23.3	33.3	42.9	49.5	53.2		62.6
安代	16.2								
松尾 八幡平	36.5								

		浪岡	青森
青森東	青森中央	15.9	—
	9.5		

東北横断自動車道釜石秋田線（東和・花巻ジャンクション間、北上ジャンクション・秋田北間）

[illegible]

東北横断自動車道酒田線（村田ジャンクション・月山間、湯殿山・酒田みなと間）

									月山	
										16.5
								寒河江	西川	30.5
							山形北		14.0	41.6
						山形		11.1	25.1	47.9
					関沢	蔵王	6.3	17.4	31.4	—
						—	—	—	—	—
				笹谷						61.2
			宮城		5.8	13.3	19.6	30.7	44.7	73.1
		村田	川崎	11.9	17.7	25.2	31.5	42.6	56.6	83.5
		ヤンツヨシ	10.4	22.3	28.1	35.6	41.9	53.0	67.0	—
村田		2.7	13.1							
仙台南		12.3	22.7							

						酒田	酒田 みなと
					庄内 空港		11.9
		鶴岡	鶴岡	8.5		7.1	19.0
			ジ'ヤクショソ			15.6	27.5
	庄内		—	10.3		17.4	29.3
湯殿山	あさひ	13.9	—	24.2		31.3	43.2
	9.9	23.8	—	34.1		41.2	53.1

東北横断自動車道いわき新潟線（いわきジャンクション・新潟中央間）

[illegible]

日本海沿岸東北自動車道（新潟空港・荒川間、岩城・河辺ジャンクション間、昭和男鹿半島・琴丘森岳間）

[illegible]

東北中央自動車道相馬尾花沢線（南陽高畠・東根間）

							東根	
							天童	5.0
							寒河江	
							山形北	13.1
								11.2
							山形中央	11.7
							9.7	11.6
								22.1
								27.1
南陽 高畠	上山	上山	10.4					31.2
		9.1	19.5					36.2
	15.3	24.4	34.8					46.5
								51.5

関越自動車道新潟線（練馬・長岡間）

練馬	所沢	川越	鶴ヶ島	東松山	嵐山小川	花園	本庄 児玉	藤岡 ジ'ャンクシヨ	高崎 ジ'ャンクシヨ	高崎	前橋	伊香保	赤城	昭和	沼田	月夜野	水上	湯沢	塩沢 石打	六日町	小出	堀之内	越後 川口	小千谷		長岡																									
																								15.7	23.6	7.9	16.7	32.4	24.4	40.1	57.6	69.0	77.5	103.5	113.4	118.7	123.9	133.3	141.1	152.4	157.5	167.7	174.9	188.4	197.1	205.1	214.9	216.7	223.3	235.1	244.5
	9.4	21.2	27.8	29.6	39.4	38.0	46.7	60.2	69.2	78.6	80.4	84.6	87.0	92.1	103.4	111.2	120.6	125.8	131.1	141.0	147.0	155.5	166.1	177.5	186.9	204.4	212.1	220.9	228.8	244.5																					
	11.8	18.4	20.2	30.0	38.0	46.7	60.2	69.2	71.0	75.2	77.6	82.7	94.0	101.8	111.2	116.4	121.7	131.6	157.6	166.1	177.5	195.0	202.7	211.5	219.4	235.1	244.5																								
	6.6	8.4	18.2	26.2	34.9	48.4	57.4	59.2	63.4	65.8	70.9	82.2	90.0	99.4	104.6	109.9	119.8	145.8	154.3	165.7	183.2	190.9	199.7	207.6	223.3	235.1	244.5																								
	9.8	17.8	26.5	40.0	49.0	50.8	52.6	56.8	59.2	64.3	75.6	83.4	92.8	98.0	103.3	113.2	139.2	147.7	159.1	176.6	184.3	193.1	201.0	216.7	223.3	235.1	244.5																								
	8.7	16.7	30.2	39.2	41.0	45.2	47.6	52.7	64.0	71.8	81.2	86.4	91.7	101.6	127.6	136.1	147.5	165.0	172.7	181.5	189.4	205.1	214.9	216.7	223.3	235.1	244.5																								
	8.0	16.7	30.2	39.2	41.0	45.2	47.6	52.7	64.0	71.8	81.2	86.4	91.7	101.6	127.6	136.1	147.5	165.0	172.7	181.5	189.4	205.1	214.9	216.7	223.3	235.1	244.5																								
	13.5	22.5	24.3	28.5	30.9	36.0	47.3	55.1	64.5	69.7	75.0	84.9	110.9	119.4	130.8	148.3	156.0	164.8	172.7	188.4	197.1	205.1	214.9	216.7	223.3	235.1	244.5																								
	22.2	31.2	33.0	37.2	39.6	44.7	56.0	63.8	73.2	78.4	83.7	93.6	119.6	128.1	139.5	157.0	164.7	173.5	181.4	197.1	205.1	214.9	216.7	223.3	235.1	244.5																									
	9.0	10.8	15.0	17.4	22.5	33.8	41.6	51.0	56.2	61.5	71.4	97.4	105.9	117.3	134.8	142.5	151.3	159.2	174.9	188.4	197.1	205.1	214.9	216.7	223.3	235.1	244.5																								
	7.8	10.2	15.3	26.6	34.4	43.8	49.0	54.3	64.2	90.2	98.7	110.1	127.6	135.3	144.1	152.0	167.7	174.9	188.4	197.1	205.1	214.9	216.7	223.3	235.1	244.5																									
	1.8	6.0	8.4	13.5	24.8	32.6	42.0	47.2	52.5	62.4	88.4	96.9	108.3	125.8	133.5	142.3	150.2	165.9	174.9	188.4	197.1	205.1	214.9	216.7	223.3	235.1	244.5																								
	2.4	7.5	18.8	26.6	36.0	41.2	46.5	56.4	82.4	90.9	102.3	119.8	127.5	136.3	144.2	159.9	167.7	174.9	188.4	197.1	205.1	214.9	216.7	223.3	235.1	244.5																									
5.1	16.4	24.2	33.6	38.8	44.1	54.0	80.0	88.5	99.9	117.4	125.1	133.9	141.8	157.5	167.7	174.9	188.4	197.1	205.1	214.9	216.7	223.3	235.1	244.5																											
11.3	19.1	28.5	33.7	39.0	48.9	74.9																																													

関越自動車道上越線（藤岡・上越ジャンクション間）

藤岡	吉井	富岡	下仁田	松井田	碓氷 軽井沢	佐久	小諸	東部 湯の丸	上田	坂城	更埴 ジャンクション	長野	須坂 長野東	信州 中野	豊田 飯山	信濃町	妙高 高原	中郷	上越 高田	上越	名立 谷浜
																				4.4	9.8
																				10.3	15.7
																				5.9	20.4
																				14.5	32.4
																				12.0	26.5
																				17.1	31.6
																				30.3	44.8
																				38.0	52.5
																				20.9	26.0
7.7	13.2																				
18.3	18.3																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
29.1	29.1																				
42.3	42.3																				
47.4	47.4																				
59.4	59.4																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				
19.2	19.2																				
32.4	32.4																				
37.5	37.5																				
49.5	49.5																				
64.0	64.0																				
69.9	69.9																				
73.9	73.9																				
79.8	79.8																				
85.8	85.8																				
79.9	79.9																				
65.4	65.4																				
53.4	53.4																				
48.3	48.3																				
35.1	35.1																				
27.4	27.4																				
15.9	15.9																				
9.9	9.9																				
11.5	11.5																				

常磐自動車道（三郷・亘理間）

										相馬	
										原町	14.4
										浪江	32.8
										常磐 富岡	47.1
										広野	63.5
										いわき 四倉	77.3
										いわき 中央	90.1
										いわき ジ'ェンク'ション	94.4
										いわき 湯本	98.5
										北茨城 勿来	111.1
										高萩	123.2
										日立北	130.4
										日立 中央	141.3
										日立 南太田	148.1
										那珂 南太田	160.3
										水戸	171.8
										友部 ジ'ェンク'ション	183.6
										岩間 ジ'ェンク'ション	191.7
										千代田 石岡	196.5
										土浦北	210.9
										桜土浦	219.0
										つくば ジ'ェンク'ション	226.9
										谷田部	231.0
										谷和原	235.3
										柏	246.5
										流山	254.8
										三郷	259.5
											265.6

		亘理	
		山元	11.5
		新地	26.3
相馬	8.5		34.8
原町	22.9		49.2
浪江	41.3		67.6
常磐富岡	55.6		81.9
広野	72.0		98.3
いわき四倉	85.8		112.1
いわき中央	98.6		124.9
いわき湯本	102.9		129.2
いわき勿来	107.0		133.3
北茨城	119.6		145.9
高萩	131.7		158.0
日立北	138.9		165.2
日立中央	149.8		176.1
日立南太田	156.6		182.9
那珂	168.8		195.1
水戸	180.3		206.6
友部ジ'ェンク'ション	192.1		218.4
岩間	200.2		226.5
千代田石岡	205.0		231.3
土浦北	219.4		245.7
桜土浦	227.5		253.8
つくばジ'ェンク'ション	235.4		261.7
谷田部	239.5		265.8
谷和原	243.8		270.1
柏	255.0		281.3
流山	263.3		289.6
三郷	268.0		294.3
	274.1		300.4

東関東自動車道千葉富津線（千葉南・富津竹岡間）

										富津 竹岡
										7.5
										富津 中央
										9.2
										16.7
										君津
										8.3
										17.5
										25.0
										木更津 南
										9.7
										9.4
										18.6
										26.1
										木更津 西
										8.2
										7.9
										17.1
										24.6
										木更津 ジ'ェンク'ション
										1.8
										3.3
										10.0
										9.7
										18.9
										26.4
										木更津 北
										7.0
										8.8
										10.3
										17.0
										16.7
										25.9
										33.4
										姉崎 袖ヶ浦
										10.0
										17.0
										18.8
										20.3
										27.0
										26.7
										35.9
										43.4
										市原
										8.0
										18.0
										25.0
										26.8
										28.3
										35.0
										34.7
										43.9
										51.4
千葉南										

東関東自動車道水戸線（三郷南・潮来間、鉾田・茨城ジ'ェンク'ション間）

三郷南	松戸	市川北	市川南	京葉 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	高谷	高谷 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	市川	湾岸 船橋	湾岸 習志野	湾岸 千葉	宮野木	千葉北	四街道	佐倉	酒々井	富里	成田	大栄 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	大栄	佐原 香取	潮来

北関東自動車道(高崎ジャンクション・岩舟ジャンクション間、栃木都賀ジャンクション・水戸南間)

[illegible][illegible]

中央自動車道長野線（豊科・更埴ジャンクション間）

			更埴	坂城	長野
		更埴	ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	14.1	6.0
	麻績		0.9	15.0	6.9
豊科		18.6	19.5		
	23.2	41.8	42.7		

[illegible]

成田	新空港
	3.9

[illegible]

別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

別添 ５ 高速国道と料金を一体的に徴収する有料道路のキロ程（単位：km）

一般国道４５号（百石道路）

	八戸北
下田百石	5.2

一般国道６号（仙台東部道路）

				仙台若林ジャンクション	仙台東	仙台港北
			名取			5.2
		仙台空港			4.4	9.6
	岩沼			3.0	7.4	12.6
			6.7	9.7	14.1	19.3
亘理		3.3	10.0	13.0	17.4	22.6
	2.2	5.5	12.2	15.2	19.6	24.8

一般国道４７号（仙台北部道路）

	利府ジャンクション
利府しらかし台	5.2

一般国道４５号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））

		利府塩釜	利府中
	利府ジャンクション	1.6	3.8
仙台港北	4.0	5.6	7.8

三陸縦貫自動車道（矢本石巻道路）

		石巻港	石巻河南
	矢本	4.2	6.6
鳴瀬奥松島	5.8	10.0	12.4

一般国道１３号（湯沢横手道路）

		湯沢
	十文字	7.7
横手	5.8	13.5

一般国道７号（秋田自動車道（秋田外環状道路））

	昭和男鹿半島
秋田北	9.5

一般国道７号（秋田自動車道（琴丘能代道路））

		琴丘森岳
	八竜	13.0
能代南	4.1	17.1

一般国道６号（東水戸道路）

		ひたちなか
	水戸大洗	4.8
水戸南	5.4	10.2

一般国道１２６号（千葉東金道路）

				東金	山武成東	松尾横芝
			山田	2.2	8.7	7.4
				4.7	10.9	16.1
		中野		13.4	18.3	20.8
			2.5	4.7	17.3	24.7
	高田	3.9	6.4	8.6	21.6	29.0
		4.3	8.2	10.7	24.8	32.2
千葉東	3.2	7.5	11.4	13.9		

一般国道４０９号及び４６８号（東京湾横断道路・木更津東金道路）

		木更津金田
	袖ヶ浦	3.9
木更津西	3.2	7.1

				茂原北	東金
			茂原長南	10.7	10.9
		市原南	8.8	19.5	21.6
	木更津	12.5	21.3	32.0	30.4
木更津ジャンクション	7.1	19.6	28.4	39.1	42.9
				50.0	

一般国道１２７号（富津館山道路）

		富津竹岡
	鋸南保田	4.1
鋸南富山	3.2	7.8
		11.0

一般国道１４号及び１６号（京葉道路）

					千葉南ジャンクション
			松ヶ丘	蘇我	—
		千葉東ジャンクション		3.0	4.6
			1.3	4.3	5.9
	穴川	—	—	—	—
		3.1	5.9	7.2	10.2
宮野木ジャンクション					11.8
	2.5	5.6	8.4	9.7	12.7
武石	3.5	6.0	9.1	11.9	14.3
				13.2	16.2
					17.8

一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）

				江戸崎
			阿見東	6.0
		阿見	5.9	11.9
	つくば牛久	6.1	12.0	18.0
	つくばジャンクション	1.5	7.6	19.5
つくば	4.3	5.8	11.9	23.8

[illegible]

主要地方道 仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）

				鳴瀬奥松島
			松島北	6.8
		松島大郷	3.4	10.2
	松島海岸	4.1	7.5	14.3
利府中	4.0	8.1	11.5	18.3

県道仙台南インター線（仙台南部道路）

			今泉	若林ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
		長町	2.5	1.2
	山田	5.4	5.4	2.5
仙台南	一	8.5	11.0	5.4
				12.2

別添6

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ							
大口	×	大口						
前納	×	×	前納					
深夜	○	○	○	深夜				
通勤	○	○	○	×	通勤			
早朝	○	○	○	×	×	早朝		
アクア	○	○	○	×	×	×	アクア	
路バス	×	○	×	○	○	○	×	路バス

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「早朝」、「アクア」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、東京湾アクアライン特別割引及び乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引又は東京湾アクアライン特別割引
2	乗合型自動車（定期路線）割引
3	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はE T C前納割引